

宜 議 第 249 号
令和2年11月26日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第430回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和2年 9月9日	令和2年 9月9日	議案第54号、議案第51号、議案第55号、議案第65号
令和2年 9月10日	令和2年 9月10日	議案第60号、議案第61号、陳情第36号、陳情第39号
令和2年 9月11日	令和2年 9月11日	議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第51号、議案第54号、議案第55号、陳情第33号、陳情第36号、陳情第39号、認定第2号、認定第5号、認定第6号、請願第7号、陳情第1号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、陳情第21号、陳情第22号、陳情第27号
令和2年 9月15日	令和2年 9月15日	意見書第20号
会議日数 4日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第51号	令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和2年9月8日	令和2年9月11日	原案可決 (全会一致)
議案第54号	令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)	令和2年9月8日	令和2年9月11日	原案可決 (全会一致)
議案第55号	令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和2年9月8日	令和2年9月11日	原案可決 (全会一致)
議案第60号	宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和2年9月8日	令和2年9月11日	原案可決 (全会一致)
議案第61号	宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和2年9月8日	令和2年9月11日	原案可決 (全会一致)
議案第65号	新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得について	令和2年9月8日	令和2年9月11日	同意 (全会一致)
陳情第33号	沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情	令和2年6月15日	令和2年9月11日	採択 (全会一致)
陳情第36号	国民健康保険料(税)および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情	令和2年6月15日	令和2年9月11日	採択 (全会一致)
陳情第39号	宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望	令和2年9月8日	令和2年9月11日	採択 (全会一致)
意見書第20号	国民健康保険税及び介護保険料の減免制度に係る国の財政支援継続を求める意見書	—	令和2年9月15日	原案可決 (全会一致)
認定第2号	令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年9月8日	—	閉会中の 継続審査
認定第5号	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和2年9月8日	—	閉会中の 継続審査

認定 第 6 号	令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 2 年 9 月 8 日	—	閉会中の 継続審査
請願 第 7 号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和 2 年 3 月 3 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 0 号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成 3 1 年 3 月 1 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 1 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成 3 1 年 3 月 1 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 2 号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成 3 1 年 3 月 1 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 4 号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和 元 年 6 月 1 0 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 1 6 号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和 元 年 9 月 1 0 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 1 号	貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和 元 年 9 月 1 0 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 2 号	令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について	令和 元 年 1 2 月 6 日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 7 号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和 元 年 1 2 月 6 日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月9日（水）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時00分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
—	—
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（9名）

健康推進部長	松本 勝利
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治
国民健康保険課長	米須 之訓
国民健康保険課後期高齢者医療係長	松川 奈津子
健康増進課健診指導係長	下地 こずえ

介護長寿課保険料係長	寄川 久里子
介護長寿課長寿支援係長	志良堂 孝
国民健康保険課庶務係長	大道 優
健康増進課長	玉城 悟

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得について

第430回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年9月9日（水）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。栄田委員。

○栄田直樹 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。3款2項9目の説明欄01ですが、地域ケア会議推進事業についてなのですけれども、11ページです。この会議についてですけれども、開催期間、開催の回数、見直しをした理由についてお伺いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ただいまの御質疑に対してお答えいたします。まず、当初予算で地域ケア会議という形のもので今年度6名の12回分を想定していたものを変更して、4回のほうに見直しして、その中でまた地域ケア検討委員会というのが、当初1回予定していたものを今回3回に増やすことによって、今回補正のほうを上程しております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 逆に増えているということですか。会議。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 2つの会議がございまして、先ほど申しました地域ケア会議のほうが43万2,000円の減、地域ケア会議検討委員会というのが7万2,000円の増になりまして、トータルで36万円の補正減を予定しております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 この地域ケア会議のスタートは、年度はどのぐらい前なのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 スタートは平成28年度となっております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○**柴田直樹 委員** もう一つ聞きたいのですが、会議の内容です。どのような会議が行われているか、御説明いただけますか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 委員の皆様にお配りした令和2年度の宜野湾市福祉保健の概要、7の20、一番上、上段のほうに②の介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントとなっているか。多職種協働による個別事例の検討等を行い、介護支援専門員または地域包括支援センターの資質向上に努める会議となっております。

○**山城康弘 委員長** 柴田委員。

○**柴田直樹 委員** 専門員など交えての向上を図るという会議で、とても重要な会議だと思いますので、今後も継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今の点なのですが、今、柴田委員からの発言がありましたけれども、地域ケア会議の減らす理由があまり分からない。先ほどの説明は、これは減らしたけれども、もう少し小さな会議を増やしてみたいに聞こえたのだけれども、地域ケア会議自体は大変重要な会議だというふうに今の説明もあつたのだけれども、なぜそうなっているの。分かりにくい。これやることは大変重要だから、平成28年度からやったのに、やらない理由があまり分からない。コロナウイルス関係のことがあって今回持てないのか。来年度もこのぐらいまで減らすのか、当初予算から。その点も少しお聞きしたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**長寿支援係長** 委員のほうからありましたように、この地域ケア会議、非常に重要な会議で、平成28年度から開催しているわけですが、重要ということで、逆に効果を出していこうということで、前年度から見直しのほうを進めているところでございます。ですので、これまで毎月やっていた分を運営の見直しということで、地域包括支援センターとケアマネ協会の方からも来ていただいて、毎月1回ではなくて、その間に勉強会があつたりとか、取組方法を見直して、そのために検討委員会というのは、1回から3回に増えていきます。制度の見直しというか、効果を出していくためにどうするか。その分、実際の会議の回数を少し減らして調整をしているということでございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ということは、この会議の回数を減らしたとしても、内容は充実しますよということで理解していいですか。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**長寿支援係長** おっしゃるとおりです。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 先ほど7万円の増がありますよというお話をされていたので、それはその細かい会議をやるために増やしたということで理解していいですか。

○**山城康弘 委員長** 長寿支援係長。

○**長寿支援係長** 細かい会議をどのように実施するとうまくいくのかというところを、別の専門職の方に集まっただいて、常時検討、1回だったものを3回検討するという形で内容を深めていくものです。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後に、もう一点、確認だけさせてください。地域ケア会議は、年間何回という形で今予算を補正されているのですか。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 基本的には年間12回開催する形では当初予算計上してきたのですが、今回4回に減ということで、3か月に1回開催ということになります。その間の2回に集中的に内容の見直しを行ってまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 先ほどの次長のほうから、福祉の概要、説明されていましたが、来年度から福祉の概要の説明文が変わってくるということで理解していいですか。地域ケア会議が年4回になります。そのほかにこのようなものがでてきて、問題ありませんよということになるのですか。地域ケア会議の回数、減らすわけですから。今まで月に1回やっていたわけだから、包括支援センターの方が来て、いろいろ検討会議やっていたのでしょうか。これが3か月に1回になるわけです。会議が少なくなるということは、地域の介護の情報交換、また共有がなかなかしにくいのではないかなと思ったものですからお聞きをしております。

○山城康弘 委員長 長寿支援係長。

○長寿支援係長 令和2年度に関しましては年4回でございますので、恐らくケース検討数は16ケースぐらいになるかと思いますが、我々もその分はあらかじめどうするかということで話し合いをしております、これまで上げていたようなケースに関しましては、個別に包括支援センターと我々とケアマネ協会の方が集まって事例検討なり、同じような会議のほうはしております。なので、自立支援型に資するものに関しては、今回見直しして、12回が適切なのか含めて今年度詰めていきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後ですけれども、結局、12回が駄目なのかどうか。駄目だったので、4回にしますよだったのか。いわゆる見直しを含めて今からやりますよということなので、効果というのが分からないものですから、この介護を受けたい方々、介護の現状等の意見交換、包括支援センターの声も皆様に届くのが遅くなるのではないかなと思っているので、そういうのを心配したものですから、この会議は大変重要なものだと聞いていたものですから。以上でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 おはようございます。12ページ、お願いします。12ページの6款1項1目介護給付費準備基金についてですが、補正額5,060万8,000円、これは令和元年決算の関係かと思うのですが、確認の意味でこちらの説明をちょっとお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和元年度の歳入歳出の支出差額のほうが1億2,948万5,133円のうち償還金プラス一般会計繰入金部分を除きまして、不足した保険料軽減分及び補正減等の精算額をプラスした形で5,060万8,000円となっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 中身については、また決算で詳しくやりますが、ちなみに今現在の基金の残高はどのぐらいなのでしょう。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

- 健康推進部次長 令和元年度の基金取崩し額の残高は5億7,681万2,309円となっております。
- 山城康弘 委員長 呉屋委員。
- 呉屋等 委員 資料をちょっとお願いしたいのですが、この基金の残高、この年度に取崩しが幾らで、幾らついたのか。資料をお願いしたい。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 準備して提出したいと思います。
- 山城康弘 委員長 呉屋委員。
- 呉屋等 委員 あと、いよいよ来年度から第8期が始まると思うのですが、そこに向けての会議、そういうものはもう既に始まっているのかどうか。その確認なのですけども。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 第8期に向けての附属機関の会議、今、2回実施、終わっているところで、3回目は来月を予定しているところです。
- 山城康弘 委員長 呉屋委員。
- 呉屋等 委員 資料をお願いしたいのですが、その8期に向けての流れというのですか、どういった会議があって、それ結構、いつごろまでに決まって、その流れの資料の提出をお願いします。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 フロー図を提供してまいりたいと思います。
- 山城康弘 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 よろしく申し上げます。1点だけ、予算書の10ページ、1款2項1目で、会計年度任用職員の報酬が減額されている理由は、未配置期間があったからというふうに答弁いただいたと思うのですが、その期間と、あとなぜ未配置になったのか、その理由。働いていただく必要がなくなったのか。もしくは、残ってほしかったけれども、職員の事情で辞められたのか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 5月に自己都合で退職されておまして、後任の配置期間までにちょっと期間空きましたので、報酬の支出予定がないものですから、その1か月分を減額で今提案してございます。
- 山城康弘 委員長 宮城委員。
- 宮城政司 委員 その2週間というのは、周りの皆さんがフォローして、問題なかったという認識で、不在期間というのは、皆さんでフォローしていただいたということでもいいですか。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。
- 健康推進部次長 正規職員と会計年度任用職員、それぞれ職責とか役割分担等ございますが、不在の期間に関しては、同じ系の職員がフォローして業務を遂行しております。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。
- 山城康弘 委員長 伊波委員。
- 伊波一男 委員 一般管理費で229万円、歳出があるのですけれども、1款1項1目、これは内容的にはどういったものなのか、お聞きしておきたいと思います。
- 山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 こちらのほうは、令和元年度に2年度に向けて予算編成しますが、令和2年度に職員の人事異動等がございましたので、それに伴う人件費の減でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この時期に人事異動したところの給与の動きがあるということですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和2年度の予算編成する際には令和元年度の対象の人員で計算しますので、実際に令和2年度の4月1日の配置とは人事異動に伴って当然給与とか、扶養手当とか住居手当とか異なりますので、そこを令和2年度の対象職員に照らして計算し直して、その整理でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 理解しました。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてまいります。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第54号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時30分)

【議題】

議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願いたします。11ページをお願いします。説明の01の特定健康診査受診率向上事業80万4,000円減額の説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 11ページの01の特定健康診査受診率向上事業についての内容ですが、この事業は昨年度までは、市民に身近な自治会を中心に健診率向上に向けた取組を実施していたところですが、これまで実施する中で40代、健診の毎年の受診率等も確認しながら実施していたところであるのですが、40代、50代前半の

受診率が20%と、かなり、平均が34%ぐらいでしたので、やはり働き世代の受診率が20%と低い状況であるということで、子育ての働き世代の把握が十分でないという状況がありました。今回、子育て、働き世代の健診、がん検診受診率向上と、あと4月から9月にかけての受診率の低い状況がありましたので、若い世代が健康に関心を高め、子供の活動支援にもつなげるということで、スポーツ少年団とか、PTA連合会、そういった部活動の団体活動している団体に報償金ということで、今年以降、報償費ということで受診率向上を上げていくということで実施する予定でした。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 よく分からないのですが、また新型コロナウイルスの影響で特定健診ができなくなったものを減額したのかなと思ったのですが、それではないの。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、私がお話したのは、今年度実施予定だった事業概要のお話で、減額の理由については、議員おっしゃるとおりで、その事業の実施ができないことによって減額ということです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちなみに、その実施できなかったのは、いつ、どこの集団健診でしょうか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 集団健診の話が出たのですが、集団健診については、コロナウイルスの中、4月、5月、6月の集団健診は実施をしておりません。7月に再開したところではあるのですが、8月からまた緊急事態宣言、コロナウイルス拡大したことによって8月も延期となっているところです。9月からまた、今週13日から再開予定となっています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 市役所庁舎の階段にも、9月13日の健診、10月の健診が、表示されていいなと思ったのですが、今年実施できなかったことに関しての減額補正でありますけれども、その地域では、その補正減せずに、まだ年度途中なので、できる方向で検討しなかったのか。やる方向というか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 集団健診については、実施する場所、中学校とか、各自治会とか、そういった集団健診を健康づくり財団のほうに委託をしまして、そういった土日とかの健診については年間日程表を決めて実施するのですが、健康づくり財団のほうは宜野湾市だけのみではなく、各市町村から委託を受けている状況がありまして、日程のほうに既に埋まっている場合は、土日の集団健診の実施についてはちょっと厳しいというものがあるので、その分の中止が決まっております。中止になった分、4月、5月ありまして、そして、もう一つは場所についてですが、場所については自治会で実施する、保健相談センターで実施する。あと日程が取れるものについては、また延期の日程を組んで実施する予定でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ですから、報償費を9月議会で減額補正するのは、ちょっと早かったのではないかと。3月でも、年度やってみて、どうしてもできなかつたら、そのほうを減額するのはいいのだけれど、なぜ今の時期に、まだこれから今、延期してでもやるというようなお話がありましたよね、できない方とかは。だから、報償費は、今減額しなくても、3月でまとめてやることもできるわけだから、この9月でその報償費を減額するというのは、延期しないという話だと分かるのですが、延期でもしていったら何とか受診率上げ

ようという、そういうのをずっと議会も当局も一緒になって受診率向上に向けて取組しようという中で報償費を9月の途中で減額するというの、いまいよく理解できないので、なぜこの9月にどうしても減額しなければならないのか、そこをちょっと御説明いただけますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 2つに分けた考えがあって、まず一つは、今おっしゃるように集団健診実施について、これが今の11ページのほうにある健康受診率向上事業とは別のものになっている。一般会計予算のほうに健康診査事業というのがありまして、そちらのほうで、どうしても実施できない分については今回減額をしているところではありますが、実施が可能な限りは実施したいので、最低限の減額のほうに抑えています。

11ページの特定健康診査実施事業については、受診をこういったスポーツ少年団とか、部活動とか、地域活動をしている方たちの父兄の方たちが健康診査を受診することによって、国保の加入者以外の方でも、受診すれば、1人800円報償費を支給する。それは部活動とか、そういったものの活動費に充ててもらおうということで、そういった目的があれば、働き世代、子育て世代の受診率向上につながるということで実施するという目的であります。その実施をするスケジュールにおいて、今年度はまず3月から6月にかけて、その事業についての周知を行っていく。受診の期間も4月1日から9月30日までということで、前半での予定を組んでいます。どうして前半で組んでいるかということ、受診歴の確認がどうしても受診をしてから2か月、3か月後にしか、健診を受けたという状況の確認ができないものですから、10月、9月末で期限を区切って、それから1月末までに、9月末までに受けた方たちの受診歴が確認できるようにして、それからまた報償費とか、報償団体の選定、そういったものの作業があるものですから、どうしても年度の中での事業で考えると、今から周知をして、それをまた受診確認をして精査するということが間に合わないということになりますので、それで今回は9月補正のほうで減額ということで要求を今しているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 とてもいいというふうになると思うのですが、9月30日までの期間だからという話があって、この報償費が79万4,000円、当初の予算、手元にはないのですけれども、当初では本市は幾ら予定していて、その分の全額ではないですね。何%ぐらい減額しているのか。この当初予算の報償費からどれぐらいをこの79万円というのは占めているのかというのをちょっと御答弁いただけますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 できるだけ実施に向けて検討はしていたところですが、このようなコロナ禍の中で、なかなか説明会を開いたりとか、PTAの呼びかけとか、活動をちょっと停止している状況がありましたので、スポーツ少年団とか、なかなかすぐ呼びかけもできない状況があります。今から呼びかけをしても実施が厳しい状況でありますので、当初79万4,000円、報償費を組んでありますので、今回は全額減額ということで。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 全額というのはちょっとあれじゃない。要するに、まだ9月30日になっていないわけなので。要はこの告知するのが間に合わないというおっしゃられ方だと思いますけれども、全額補正減にする必要が今の時点であるのか。やっぱり一人でも、1%でも向上させるためのものなので、全額ではなくて、少しでも、1%でも向上するために、そうしないと来年またつながらないではないですか。今年やっておけば、少しでもいいから上昇すれば、来年にまたつながると思うのだけれども、今年がゼロだったら、来年もまた一から始めるというのはやっぱり厳しいので、ここら辺は本当に残念です。そういう意見が出なくて、これ

が全額減額したということの説明だったのですが、そこら辺はちょっと。来年はやっぱりもう一回やる予定はあるのですか。途中からでもやらないの。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 理由としては、やはり告知の期間、受診を實際受けていただいても、その年度内での精算というのですか、報償費の支給が厳しい状況ではあるのですが、ちょっと準備のほうも少し、この事業を策定してやるのも次年度からということにはなるのですが、今のうちから、また早めにそういった団体等には周知をしながら準備は進めていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと残念だなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。10ページの2款6項2目の傷病手当金について、01傷病手当金事業の概要説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、傷病手当金については、コロナの影響で、被用者、勤めている方の給与が決まっていなかったり、そういったもので影響が出た場合に傷病手当金として支給するものとなっております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは申請すると得られるのかという仕組みの部分と、あとは1人当たり幾らということをお聞かせいただきます。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 申請によって支給されるものでございます。今回の予算計上については、条例改正と併せて、5月の臨時会で費目を組みさせていただいたところですが、今回のそれも含めて150万円程度を補正しております。内訳としては、1人当たり、1日当たり5,000円の20日と15人ということで150万円を計上させていただきました。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 20日という数字と15日、想定でそれぐらいということですか。

○国民健康保険課長 委員、おっしゃるとおりでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。次、11ページ、6款2項1目の特定健康診査事業費についてお伺いしたいのですが、例えばなのですけれども、この特定健康診査、PCR検査をやるとかという、やってほしいとかという要望はないですか。もしやるということになると市民の受診率向上につながらないかなとちょっと思いついたのですけれども、そういった声は上がっていないですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 市民からそういった声も上がっていたことはあったそうです。ありますが、ただ対応する医療機関が、健診会場でそういったPCR検査をする医療機関がないということで、そういった検討までは至らなかったということがありました。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今後検討する可能性、予定はありませんか。もうないですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この健診会場でのPCR検査というのは、今の時点、密になるような状況で、動線を分けたとしても、その1か所の会場とか、そういったところで、私の今の考えとしては、実施については医療機関が対応してくれるかとか、そういったことなので、厳しいのではないかと思っております。

今、PCR検査については、行政検査、保健所が紹介して医療機関で受ける検査と、もう一つは、協力医療機関を県のほうで契約を増やして、そこで検査件数を増やすような体制を今整えているところですので、そういったところが今後活用できるのかなというふうに考えております。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。今、呉屋等委員、宮城政司委員からもありましたけれども、特定健康診査受診率向上事業、先ほどは1人当たり800円という、報償費が、800円ではスポーツ少年団とかでも動かないですよ。これ、腹を決めて、本当に受診率を向上させるのであればもっと高くしないといけない。これは多分スポーツ少年団、50から60団体あるでしょう。60団体に説明するわけだけれども、代表者を呼んで。でも、これ魅力ある特定健診受けたらということであるのであれば、今回はどうにもならないということになっているので、来年度予算計上するのであれば、しっかり協議をして、予算をもっと詰めなくていけない。

それと、もう一点、受診率向上する場合、一般の特定健診を見ていると、オプションをつけたら自腹がありますけれども、オプションつけなくてやったときにメリットが、何かこちらでは800円上げます、一般の市民はどうするのですかとなるわけです。その点も踏まえてつくっていくしかないのではないかなと思います。いつも思うのです。特定健診受けたら、お米券を2枚上げたらいいさと思っているのです、そのぐらい。主婦は行きますよ。これぐらい考えて、特定健診の受診率向上やるのであれば、向上率、上げたいからぜひこういう、皆さん協議して、そういう団体にも力添えいただいて声かけしてもらって、そして行ってもらえれば、団体で登録してあれば、チームに。10名行ったら8,000円でしょう。20名行っても、大体1チーム20名ぐらいです、保護者は。夫婦が行ったら40名、そのぐらい。大きいところでも50名。子供たちが40名、50名。それが、逆に言えば魅力ある金額。部費にもなるし、行こうかという金額であれば意味が分かる。でも、これだけではなかなか動かないと思うのです、今の本音は。

だから、しっかり魅力ある受診率向上の事業を整備してもらって、今年はどうしても、先ほど残念だなと言いついていました、呉屋等委員が。私もそう思います。途中からでも、まず説明会でもやればよかったなと思って。やるやらないは、これチームの考え方だから、チームの保護者の考え方であって、もしくはほかの団体、その団体の考え方で、加入している方々の考え方なので、だから来年からやりますよ、早めにやっていたら、資金造成にも活用できるのではないかなというお話もありましたけれども、プラスさらに健康づくりなのだ。お話も分かりますけれども。もう少し。一般市民はどうするのか。これは団体に対する受診率向上するために団体にまず当たろうということでしょう。それもあるのだけれども、一般市民はどうするのか。それも含めて考えること。県内もあるではないですか。特定健診に行ったら何かもらえるというの。これもやっぱり沖縄県で今一番低いと言われているので、ちょっと工夫をしっかりとやっていったら前へ進むのではないかなと思います。特定健診へ行ったら何かプラスになるよ。健康にはプラスになるのだけれども、

実質。これなんかぜひ検討して、来年はここにまた予算を上乗せできるようにぜひ御検討してもらいたいし、また一般市民の皆様も受診率向上の追い風になるような施策を御検討してもらったらありがたいかなと思います。そうしたら声かけやすいし。先ほどの800円では団体、動かないです。20名行っても1万6,000円ですよ。保護者から1,000円集めたほうが早いです。無理に引っ張っていくということできないものだから。それも併せて、もう少し御検討していただけるようお願いしたいなと思います。今年はどうしても難しいというお話を聞きましたけれども、来年からそういうことをしますからという情報を提供する、これが大事かもしれません。以上でございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 同じく報償費の件で、私も一般質問でもやったことがあるのですが、これはたしか、今、伊波委員からもあったように、団体、スポーツ少年団とかのそういうのはどうなっていますか。自治会で、例えば役員会とかにお願いして、その自治会で特定健診の受診率が向上した自治会には報償という形でちょっと話をしたと思うのですが、そういうのはこれには入っていないですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 昨年度までは自治会に対して報償費をしておりましたが、少し、しばらくの間、何年か継続していく中でなかなか、私たちの周知の方法とかもあったかとは思いますが、この受診率向上、実績として結びつかないような状況がございまして、こちらでそういった働き世代、子育て世代に通知してあるのですが、PTA活動とか、スポーツをしている団体のほうに少し絞って、そこに報償費をまた上げるような仕組みを検討して実施するというので、そのような方向になっております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 今コロナで自治会もいろいろ活動が自粛になっている状況で、収入がない状況で、各地でもやはり大変という話も聞いておりますので、ぜひこれを、こういう特定健診受診率を上げるために、例えばこの地域でこの受診率上げたら、これ、金額は今から多分いろいろ決めますけれども、そういうのがあれば、多分、今の状態であれば自治会もとても協力してくると思いますので、特に役員のほうにお願いできたら、これはいいきっかけになるのではないかなと思いますので、ぜひその辺も検討のほうよろしくお願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 御意見、ありがとうございます。そういう点、またそれについては、もう一度、こういったスポーツ少年団とか団体等ではなくて、各自治会のほうにも、子供会等で活動されているところもあると思いますので、自治会のほうを通して呼びかけを行っていきたくと思います。

あと、伊波委員からもあったのですが、ちょっとこういった状況もあって、なかなか、新型コロナ感染者数が上がったり下がったりするような状況で、できれば説明会等についても、年度内から次年度に向けて進めていきたいとは思っておりますが、感染予防の観点からも、そういった状況を見ながら、また実施していければというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。関連してなのでありますが、今の受診率向上についてですが、伊佐委員からありました自治会などを巻き込んで、その点、僕もすばらしいと思うのですが、各自治会に健康推進員いらっしゃいますか。その推進員の方の呼びかけ、声かけ、また地域の方なので、その方た

ちのお力もぜひ一緒になって、福祉の概要の8の2ですか、こちらに自治会別の人数が載っているのですが、この推進員の配置ですね。その地域でゼロの地域がいらっしゃいます。やはり各地域に1人置いていくというのもしっかり進めていただきたい。その受診率を向上させる、そういった呼びかけも取り入れたらいいのかなと、提言としては、よろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今回の健康づくり推進員の関係につきましては、各自治会に最低一人ずつそういった形を通して、また受診率の促進を呼びかけを行っていくということ。実際、そういったチラシの配付とかについては、健康づくり推進員の方にやって、実施しているような状況であります。大体課題として、各地域に満遍なく健康づくり推進員を配置できるように取り組んでまいりたいと思います。広報はホームページのほうで担い手の募集を行っているところではありますが、その辺の呼びかけ等についても今後検討して、もっと魅力のある活動等も考えていきたいと思っているところでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。ホームページなどで呼びかけは今御説明あったのですが、例えば自治会長さんをお願いしたりという呼びかけもやっているのですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 こちらはチラシのほうをお配りして、自治会のほうでも提示していただいて、自治会長のほうからもまた集まりがある場合でも、呼びかけをお願いしますというような周知を行っているところです。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 当局としても十分力を入れているということは理解しました。やはり地域の方が一緒になって、地域の方が回って、一緒に行こうという声かけとか、そういった部分がやはり向上につながっていくと思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 7ページ、諸収入について確認します。歳入欠かん補填収入を補正減額ということが大きいなと思うのですが、毎年、大変な赤字を出している現状があるのですけれども、県が統一する、あと4年後ぐらいやろうとしているのだけれども、宜野湾市として、これは激変緩和のために段階的に国保税の上げ方は緩やかにしないと、生活に一気に追い打ちをかけてしまうというのがあって、今やっている最中だと思うのですけれども、最終的にはいつ頃、徐々に上げていくのか。これ上げていったからって、これ、なくなるということではないのでしょうか。基本的には、県が統一はするのだけれども、窓口になるのでしょうか。なるのだけれども、皆さんのほうでお仕事する。これは毎年10億円、今年13億円というから、一般会計を大変苦しめている。繰上充用も出てくるのだけれども、これに関して、考え方。昨日の委員長の質疑の中でも、今後どうするのか。部長は、皆様の声を直接、正確には届け切れていないと思うので、現場の皆さん、今、本当にあと4年後どうするのかと思っていると思うのです。そうでないと、この国保会計というのが常に赤字が当たり前。県がやっても赤字は残りますよということになると、何のために上げていっているの。確かに離島の皆さん、宮古島が一番国保税高いわけですから、そここの均衡も図らなくてはいけないというものあるでしょうし。今の時点で御意見、所見があればお伺いしておきたいなと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御意見、また昨日の山城委員長の御意見もそのとおりで、御指摘の部長の答弁からもありましたとおり、今年度から税率改正をしているところではあるのですが、これも影響額としては1億円余りの増しか見込めない状況で、今回、単年度で5億円ぐらい財源が足りない状況がありますので、令和2年度決算においても恐らく歳入欠かん補填収入が生じるというのは間違いないところかなと思っておるところでございます。

令和6年度の県の税率統一に向けてなのですが、現状からすると、それまでにまた税率の見直しを検討せざるを得ない状況もあるのかなと思っておりますが、ただ先ほど委員からもありましたとおり、平成8年以来は上げていない状況があつて、今回もこの税率の見直しについては、被保険者への影響も考えて税率見直しの幅はちょっと抑えたところもございまして、その結果、赤字の解消まで至らない部分もあります。

また、今後に向けてどうするかということですが、今、コロナの現状もございまして、また上げるタイミングというのがなかなか難しい判断がございまして、明確な考えというのが示せないところは申し訳ないのですが、今後、財政課のほうの財政健全化計画等もございまして、その中で運営協議会等の御意見を踏まえて、今後については検討していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 9ページお願いします。9ページの説明01の負担金事業、会計年度任用職員の報酬73万2,000円があります。欠員の期間の減額補正という説明がありましたが、73万2,000円というのは額にして結構大きいので、この欠員された人数だとか期間について御答弁をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今回の補正73万2,000円の内訳としましては、4月から7月分まで未配置分が1人、6月末で退職した職員がいましたので、7月分が1人ということで、計2人分の減額となつてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 お一人の方は、4、5、6、7月、4か月ですね。そして、もう一人の方が7月なのですけれども、ということは、その影響は、その業務としては督促の手数料という形で、そういう督促をするような職員さんだつたと思うのですけれども、結局、4か月プラス1か月で5か月、どういうふうに影響があつたのか、その辺、お願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、委員おっしゃるとおり、通常だと2人欠員になる状況というのは影響があるところなのですが、今回、コロナの影響で徴収業務が通常どおり取組ができない状況がございまして、今のところ大きな影響はなかつたと考えております。もちろんそれ以外の職員の負担はあつたかと思うのですが、現状、9月1日に2人対応しておりますので、年度末に向けては対応ができるものと考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 4月から7月という、新型コロナの影響もまたあつたので、この会計年度任用職員のお一人の方がお辞めになつたというのは、新型コロナの影響で退職ということではないのか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 コロナの影響ではなく、個人的な理由とのことですが。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時21分)

【議題】

議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 今回の、4ページ、ちょっと説明もらいたいのですけれども、決算におけるものだと思うのですが、1款は人事異動かなと思うのですけれども、2款の3,191万6,000円というのは、決算によるものとして理解していいのか。そこを簡単をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 補正予算の8ページ御覧いただきたいと思っております。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金事業ですが、説明欄にございますとおり、前年度出納整理期間分として3,191万6,000円を計上させていただきます。これは令和元年度決算の確定に伴って、4月、5月の出納整理期間に徴収した分を広域連合に納付するものでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 後期高齢者の人数はどのようになっていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 福祉概要の10の1にあるわけですが、後期高齢者医療の被保険者数の推移ということで、平成27年度から令和元年度までのものがまとめられてございます。この中で被保険者の部分でございまして、例年、右肩上がり伸びている状況でございまして、平成27年度が7,723名だったものが、令和元年度については8,652名ということで、平成27年度と比較すると100名余り増加している状況でございまして。平成30年度と比較したら、微増ではございますが、52名の増となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 後期高齢の方々の医療費の自己負担分がありますよね。国は上げたいようなこともお話をされていたようですが、これは現状のままの推移という形で理解していいのでしょうか。それで理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 現状といたしましては、基本は1割、所得が高い方については3割負担です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。所得が高い方は3割ですけれども、一般の国保と変わらない。3割負担だということを理解します。金額的に、よく85歳以上、高額な方はもちろんいろいろ財産収入とか持っているのかもしれませんが、ラインは幾らからになっておりますか。これは出せるのですか。今、基本的には300万円なのか、500万円なのか、市民、結構聞くのです。説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 基本的な部分として説明申し上げますと、3割負担となるのは、住民税の課税所得が145万円以上の被保険者や、その方と同じ世帯の被保険者が3割負担となっております。そのほか、また所得に応じて変わってくるのですが、基本的には145万円以上が対象となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 特に低所得者、高齢者で低所得の方が、年金生活の方が大変多いということでありまして。それを現役並みでないのに上げたいという方針に基づくものですから、今のところはそういう動きはないということに理解してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 現時点では、国の動きとしては今年度末で方針をまとめていくというような動きがあります。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 7ページの説明欄の市町村職員共済組合負担金の減免理由は、

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 4月の定期人事異動に伴う減額です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 これは派遣の職員ではないですか。広域連合とはこれは関係ないですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 職員体制を見たら、正職員3名、会計年度任用職員、同じく3名、計6名で今事業を推進されているということで理解していますが、今、大まかには広域連合がメインであるので、こういう少人数でも7,000名、8,000名の方々に対する医療費の取組ができていいということですか。少なくとも対応できていますよということで理解していいですか。少なく感じるのです、6名といたら。正職3名、会計年度任用職員が3名、計6名でこの事業をやっていますが、問題はないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 現状としては人数としてはちょっと少ないのかなというところでございます。先ほど

説明したとおり、被保険者数が増加している状況であります。窓口のやり取りについては市町村ですので、国保課としてはこの増員要求をしているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国保と後期高齢は人数が全然違うし、約3倍、4倍が国保なので、被保険者の数が。なので、少ないのかなと思っています。

それと、広域連合にも職員を出向させていると思うのですが、それは何名ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 1名でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 結構経験豊富な方が行かれるのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 職員の派遣については、総務部人事課のほうで派遣するので、国保の職員が行くわけではないので。出向職員については国保の経験者ではありません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 そういう方々がまた帰ってきた場合には、広域連合のいろいろないいところ、取組状況もいろいろと把握されていると思うので、そういう方々が帰ってきたときに関係のない部署に配置されるのはもったいないなというのがあるのですが、人事課に配置要望はしているのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 これまで出向した職員の中で、1名について戻るときに国保のほうに戻っている。やはり専門的な部分でございますので、当然経験がある職員が配置されたほうがいいとは思いますが、全体の人事の上でのことですので、国保だけで決めるものではないので。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ぜひとも広域連合に行くチャンスがみんなにあるわけではなくて、いろんな情報、数字も見てくるものだと思っています。いいところの数字も見てくるだろうし、悪化しているところの数字も見てくるでしょう。そういうのがあるので、広域連合でお仕事をするのであれば、こちらに帰ってきて、いろいろとまたこちらのほうの仕組みづくりの取組をなされたらいいかなと思うのですけれども。

最後になりますけれども、自分としては最後になりますけれども、今回の一般管理事業で150万円減額しているのです。これは定期人事異動だと思うのですけれども、これだけ減額するということは、役職のある方が異動されたのかと理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 7ページに内訳でございまして、給料、一般管理費の中の給料が減でございまして、後期高齢係、係長が今回異動になっておりまして、経験年数の差とか、そういったもので。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 職員が異動したということで減になりましたよということで理解しておきたいと思えます。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第55号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時41分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得についてを議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 確認の意味も含めまして、時系列で。5月の、たしか臨時議会、あるいはその専決処分だったのか、5月の補正(第3号)で、この一般会計補正予算の中に予算としてはあったと思いますが、そして、その後の入札までの流れ、そして物は全て納品されたかどうかというところまで、はしよっても結構なので、そのところだけ確認をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 答弁する前に、今回、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条に基づき、本来議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に当たる行為の中で、手続が遅れてしまったことに対して、申し訳なく、大変すみませんでした。

今の呉屋委員の御指摘の部分の今回の経過と内容のほうを申し上げたいと思っております。本年5月27日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を早急に実施するため、一般会計予算を補正する必要があり、補正予算(第3号)について市長の専決を行ったところでございます。そのうち、新型コロナウイルス感染症必需物品供給事業の内容につきましては、市内医療機関や市消防本部等の社会生活維持のために欠かせない活動主体に対して、市よりマスクやガウン、消毒用アルコール等といった消耗品を確保し配布する経費に充当し、各主体の体制維持に資することを目的として事業を実施しております。

契約の結果、流れにつきましては、6月2日に予算執行伺で、予定価格の設定を行いました。また、契約の方法につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないときを適用して、随意契約としております。

また、業者選定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、サージカルマスク等も需要が増大し、必需物品の調達が非常に困難になっている状況から、市内登録業者等4者へ物品供給が可能か確認し、本件にて調達を遂行できる唯一の業者を選定し、指名し、6月9日、見積書提出、6月12日に契約、決済という流れでございました。

本来であれば、先ほど申し上げたとおり予定価格が2,000万円以上の財産を購入する契約であることから、ここで仮契約を締結し、議会の議決を求める手続を開始しなければなりませんでしたが、消耗品の購入について財産の取得に当たらないというような認識の下、契約の手続を進めてしまいました。その後、6月22日より、医療物品を市内医療機関等へ順次配布を開始し、7月10日医療物品配布を完了、納品検査を行い、7月21日に支払いを行っております。議決の必要性の確認なのですが、7月30日、他部署から問合せで、本件は動産の取得に当たり、契約については議会の議決に付す必要があるのではという疑義が生じたため、他自治体の事例、文献確認等の結果、本件のマスク等の消耗品も動産に当たり、本件が議会議決を受けるべき契約案件であるという判断により今回の上程に至った次第です。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 資料のほうも、これは仕様書ですか、この議案第65号に関する資料として仕様書がありますけれども、市内の医療機関、そして消防、全て納品済みということでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 資料として提出している新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業その1という形で記載しております。この部分に関しては、消防の物品等で準備等ができないというところがあって、先行して取得できるものを今現時点で実施して、残りの予算残の部分については、物品の調査の状況を取得している状況確認して、今後、今、購入契約を進めているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それで、その1があるということは、その2もあるということですか。ただ、医療機関に関しては全て納品、購入予定、予算に計上されているものに対しては医療機関に関しては全て納入済みということでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 医療機関に関しましては、サージカルマスク、医療用ガウン、フェースシールド、消毒用アルコール、手袋等を購入し終えて、配布を終えているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 消耗品が動産だということの最初の認識の不足、認識の違いですか、その部分。あとは、これは随意契約になっているということですので、これは、要するに前も説明もあったのですが、緊急を要して、ほかには供給できるところがなかったという、そういう理解でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑があったとおり、そういった状況の中で随意契約を締結しております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の御説明で、議会に確認することに気づいたのは他部署から聞いたわけですね。どの部署か、回答できますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 総務部市民防災室から確認がございまして、そこから疑義が生じて確認をしたところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 その疑義がなければ、そのままスルーされていたかもしれないのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、本来であれば、先ほど申し上げたとおり、議会に付すべき議案という形で本来手続しなければならないところを今回漏れてしまったと。やはり今回、たまたまではございますが、同様の契約案件が、金額的な形で2,000万円以上を超えるものがあって気づくことができましたと思いますので、それはやっぱり漏れがないような形、本来、無効な契約という形で今現在ありますので、我々としても有効な契約にするために今回議案として提出しておりますので、次回からはこういった形の漏れがないような形で、庁内での周知や部内での伝達とかで、そういったことがあったということを共有しながら、次回から漏れがないような形で努めていきたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 おっしゃったことはそのとおりでと思ひますけれども、どういった部署の契約であれ、契約をしていく中に2,000万円以上超える場合は必ず誰かが気づかなければ、やらないとかではなく、自動的というのですか、主体的に、もう2,000万円以上超えているから議会にやらなくては、確認しなければというのが、発覚というか、フラグという部分もあるのですか、そういったやり方自体、少し見直して、他部署、全ての部署で同じような漏れがなくなるように再発防止策というのを考えていただきたい。今後、同じようなものが起きなくなると思ひますけれども、そういったことを検討していただけないですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 再発防止に向けては、先ほど申し上げたとおり部内でも共有してきました。庁内の中で、そういった再発防止策に関しては、既存の財務会計であったりとか、契約システムであったりとか、そういったところから機械的に分かれば、当然我々のほうもそういった漏れが生じたということはなかったかと思ひますので、その辺は既存のシステムの中で確認できなかったということは、やっぱり今後もそういったところが発生し得ることがあるので、その辺は今後、今、財政課とかそういったところと共有しながら、そういったことが、すぐにはシステム的にもどういった形でチェックがかけられるのか分かりませんので、その辺は、そういったところで機械的な形でチェックできるシステムが可能かどうか、関係部署とも協議しながら、このようなことが再発しないような形で努めていきたいと思ひます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 もしそういうことが確認していただひてできるのであれば、職員の皆さんの負担も少し軽くというか、減るのではないかなと思ひますので、ぜひ検討、確認していただきたいです。

この株式会社シナジーというのはどういふ会社ですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ちょっとどのような形の会社かというのが分からなくて、うちのほうとしては、先ほど申し上げた物品のほうの準備が、示した期限の中で調達することが可能ということで契約を進めてまいりました。会社の主業務とか、ちょっとどういった関連事業者なのかということまで、手元にちょっと資料がございませんので、その部分に関しては、ちょっと分からないところです。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 先ほど、次長、4者に対して確認されたというふうに答弁していたと思うのですが、過去にそういった物品の提供等をされた実績があるのか。どうしてこの4者を選ばれたのか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回は備品ではなくて、マスクとかガウンとかという消耗品でございますが、今回、契約検査課に登録された市内業者さんのほうの1者と、関係部署から、そうした実績がある業者を情報共有して、期間内に納品が可能なのか確認を経て契約を締結しているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 実際に納品されたものの検品はどういった形で確認されましたか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、医療機関、医科とか歯科、薬局、訪問看護とか、医科が49か所、歯科が43か所、薬局が25か所、訪問看護が7か所のほうに配付、市役所のほうに納品されると、そこにまた配り直ししないといけないので、その物品を、検品はその事業者のほうに指定して配布していただきました。その中から、贈呈式等をしておりますが、その中で、今委員御指摘のあるような形で不良品とか、そういったところの報告等はいただいているところではございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 もし不良品とかあれば返品していただくとか、そういったものはいいのですが、そもそもこの会社と契約して問題なかったのか。この会社がちゃんとした品物を納品できるかという部分の意味での品質の確認をどのようにされたか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 仕様書等提示する際にサージカルマスクとか、医療用ガウン、フェースシールド、消毒用アルコール、医療機関が使う手袋ですので、そういったところを事前に仕様書で提示しながら、それらの品質などが基準を満たしているか最初に確認して配布を行っているところでございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 その確認をしたというのは、当局で確認されたのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 それは仕様書に提示して、もし仮に役所のほうに納品があると、別途で搬送料というのが生じてきますので、今回、納品自体の中身は医療機関において確認をしていただいている状況で、あくまでも、その基準を満たしているという確認は仕様書のほうで提示をし、その中で、その品質があるものを納品していただいているものとしております。また、急ぎ、そういった医療用の関係の物品が不足している状況から、早急に配布しないといけないということでもありまして、その必要性の迅速さ、また経費を二重にかけないためにも、全部検品しているものではございません。先ほど申し上げたとおり、最初にこういった質を確保して、納品は先ほど申し上げた機関のほうに直接納めていただいている状況でございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今回、こういった状況ということなので、迅速さが必要だったということで理解しますが、通常であれば、しっかり品質のチェックとかというのは契約していく中で行われますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 例えばサージカルマスクが2,821箱、14万1,050枚を全部チェックすることは不可能だと思いますので、あくまでも仕様書等を提示して、確認するにしても、やっぱり全品チェックではなくて、抜き出しチェックみたいな形があるかもしれないですが、基本、通常こういった形のもの全品チェックとかというのはないのかなというふうには理解します。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 すみません。全品チェックということではなくて、例えばサージカルマスクとして、こういった型番のものを納品予定ですといった場合に、ではその型番は当局が仕様書として出したその品質をちゃんとクリアしている型番なのかどうかというチェックは必要だと思うのです。全品はできないと思います、おっしゃるとおり。だから、そもそもここに書いてある、仕様書に書いてある必要なものというのが、当局では一定以上という基準は持っている。それを生かしている型番のものだよねとかといっているのが基準なので、確認というのは今回されていますか。通常であればそれ確認されますよね。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 全品チェックはもちろん厳しいということですので、契約を進める中で、実際契約を締結するときに業者さんとの調整等、納品についての配達先とか、調整も必要ですので、その際にそういうことについては、実際配布するときに持ってきていただいて、幾つかそれについては、提示を受けて品質上問題がないかというところのチェックはしているところです。それを踏まえての納品、配達となっています。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 私のほうはちょっと一回確認です。今、宮城政司委員からもありましたように、物品のいろいろ確認等、この価格は、ほかに扱っているところがなかったという説明だったのですけれども、この価格設定というのは適正だったのか。単価が、数が多くてちょっと分からない。この価格は適正だったのかというのをちょっと確認をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 契約する前に市場価格調査というのを実施しますので、その市場価格調査に基づいて予定価格を立てます。予定価格に基づいて、今度はまた見積依頼というのをかけますので、その状況に応じて当然応募してくるという形になりますので、価格的にはそれを上回ることはございませんので、適正な価格で契約をされたものというふうに理解しております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 その当時、恐らくネットとかでいろいろなものが、価格が上昇しているとか、そういう全体的に物価がちょっと上がっていて、ちょっとそういう懸念があったので、そういう確認。価格がそういう適正という判断があったのであれば、分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 今後、こういうことは、起こらないような体制というのは取ったということで理解していいのですか。同じようなものが出ないと見ていいですか。内容ではなくて、契約の在り方。これは契約体

制の審査の在り方に緊張感がないのではないかと、コロナウイルスがあるから大変だから急いでやったのではないかなというのものもありますから、先ほどのやり取りを聞いていても、一生懸命いろいろな事業所の皆さんにマスクの提供、さらにはアルコール液の提供、いろいろとしたことは大変すごいなど、よかったなと思います。しかし、契約案件ということに対して、今後は二度と出ないという体制を皆さんの部署は取れますか、ちゃんと。もう一度確認させてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員御指摘の健康推進部は可能かというところの部分でお答えしたいと思います。健康推進部においては、今回、こういった不適切な形の契約を実施してしまいましたので、部長以下、管理職会議の中で、そういった状況報告として、原因として、これまで多分市役所の中で消耗品のこういう高額購入ということがなかったことから、そもそも今回のような事態を招いてしまったところです。なので、こういった消耗品であっても、そういった2,000万円以上の動産の購入に関しては、議会の議決に付すべき案件だということの認識の再徹底をして、各管理職の下、そこを確認しました。

また、通常、事業管理係というところが予算の集約だったりとか、契約の確認とか、そういったことをするので、その係のほうにも今回に至った状況というのを説明し、各課長のところからも、今回、健康増進課でこういった契約をしてしまったというところを各係のほうにも認識していただくような形で共有をしているところがございます。また、全庁的に、今回議会の議決に付すべき案件を提案できなかったということで、各職員がパソコン上の中でも、掲示板においてもこういった事案が発生したというところで緊張感を持って対応しなければならないというふうに理解をしてございます。

それから、やっぱり先ほど宮城政司委員がおっしゃったように、機械的にチェックというのが、ちょっとやっぱり現時点ではできませんので、その部分は職員間の調整、また支出先の会計課であったりとか、随意契約ではないのですけれども、契約検査課であったりとか、そういったところにも情報を共有しながら、機械的にチェックがかけられないので、二度とこういうことが起きないかという、ちょっと厳しい部分があるかもしれませんが、こういったことを全庁的に二度と起こさないような形の情報共有は図っていきたいというふうに思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 そのようにぜひ進めていただいて、全庁的に、どこが起こしても、たまたま今回、こちらだったかもしれないが、市民課かもしれない。教育委員会かもしれない。たまたま起こったのかなと一瞬思っているのですが、緊張感が足りないからチェック機能が緩んでしまったというのがあって、特に2,000万円を超える契約というのは、なかなか消耗品では出てこないのかなとは思ってはいます。しかし、ほかのものでまた出てきたときに、しっかり対応すると約束をしていただければ、しっかり反省されていて、そしてこの物品供給に関しては、その当時のその7月31日までに物品納入なんて、1か月以上前、1か月半ぐらい前までは、確かなかなか物が手に入らない状況だったというのは、多くの市民も私どもも知っていますので、その中で適正金額だったかどうかまでは分かりませんが、一生懸命物品を探していただいて、いろいろと医療機関に、また介護施設に物を届けたということは理解したいというふうに思います。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。どうぞ。屋良委員。

○屋良千枝美委員 今回の物品購入の契約の件については、やはり消耗品の購入ということで、高額な購入

の契約のミスというか、そういう形の議会の議決に付するということができなかったということではあります。市民としても、機敏さにとっても敬意を表すと思います。医療機関に対しても、この物品をいち早く供給できたというのは本当に素晴らしいことですし、市民の皆さんも、この公共施設や市役所に入っても、消毒液のアルコールがちゃんと設置されているというのは安心感があると思います。皆さんのおかげだと思いますので、そういう意味では、皆さんの働きは大変評価に値するものだと思いますので、本当に御苦労さまでございました。また、そういう購入の契約の部分もあると思いますが、その点は注意しながら、また仕事を進めていただきたいと思います。今回は本当に、こういうコロナの感染状況の中で、こういう物品をいち早く提供できたというのは、本当に素晴らしいことだと思いますので、私は評価していきたいと思っています。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。宮城委員。

○宮城政司 委員 この仕様書で、このとおり配布されたと思うのですが、足りていますか。まだまだ追加で、その2、その3とか、やったほうがいのように、手応えとして感じられているのか。ある程度、行き渡ったなというふうに感じられているか。それだけちょっと教えてください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回、新型コロナウイルス自体がまだ終息していない状況の中だと、幾らあっても足りないものであると思います。ただ、財源の限りもございますので、現時点ではまだ、事業者のほうで責任を持って実施すべきところもあるかと思っていますので、またせんだって県のほうに緊急事態宣言が解除された中で、県においてもこういった医療機関に対する物品供給等を考えていきたいということがございましたので、ただいま我々のほうとしては、新型コロナウイルス感染症に関しては県の所管業務でして、この中で感染者の情報というのが市のほうに全然全くない状況で、事後的にホームページ等で確認している状況なので、できれば県のほうとも意見交換等をして、市町村に何を望むのかというものを確認しながら役割分担等も図っていきたくと思っています。

さっきの新聞報道等であった情報統括部でしたでしょうか、あのような形で厚労省であったりとか、自衛隊、海上保安庁とか、職員も動員されている状況の中で、県のほうもかなり厳しい状況の中で業務をしているかと思っていますので、そういったところも、できれば連携していきながら、県の実施すべき業務、市町村が本来補完できる業務等を考えながら、こういった供給事業が果たして求められているものなのか。また、優先して何を求めているのか。その辺は見えてこない部分が多々ありますので、その辺は県とも連携しながら事業等を構築等していきたいなと思っています。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そういった県だったり、関係する団体との調整、交渉等、大変難しいところがあると思うのですが、ぜひ市民の皆様、この供給、本当に助かっていると思うので、市民の皆様の思いもしっかり酌み取っていただいて、さらなる御尽力をよろしくお願いします。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第65号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時00分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月10日（木）2日目

午前10時00分 開議

午後 3時00分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（13名）

健康推進部次長	松本 勝利
国民健康保険課長	米須 之訓
国民健康保険課給付係長	名 幸 仁
こども企画課長	普天間 朝彦
こども企画課企画担当主査	島袋 大樹
指導部次長	川上 一徳
指導課指導担当主査	兼次 順子

介護長寿課保険料係長	寄川 久里子
国民健康保険課保険税係長	富濱 祐敏
福祉推進部次長	宮城 葉子
こども企画課こども育成係長	當山 ゆかり
子育て支援課長	香月 直子
指導課長	與那嶺 哲

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○審査順序

議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

- に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 1 号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 陳情第 3 6 号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情
- 陳情第 3 9 号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望

第430回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年9月10日（木）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。今回の場合は、家庭的保育事業の設備の中で、どういったもの。5条にあるのですけれども、もう少し分かりやすく、誰が聞いても分かるような、そういうところを直しますというのを分かりやすく説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 こども企画課企画担当主査。

○こども企画担当主査 事前に資料のほうお配りさせていただいていると思いますので、資料の御確認いただければと思います。今回の条例改正につきましては、宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これが1つと、次に宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、この2つの条例の今回改正ということになっておりまして、（1）の地域型保育事業所と連携する規制緩和、これにつきましては、まず現行、地域型保育事業所はゼロ歳から2歳までを預かる保育施設となっております。こちらにつきましては市の認可事業でございます、市が認可する事業となっております、こちら3歳児以降。ゼロ歳から2歳までですので、3歳児以降は保育所もしくは認定こども園、幼稚園に行くこととなっております。

今回の改正につきましては、3歳児以降。このゼロ歳から2歳までの保育を終了して、3歳児以降、保育所等に行く場合、本来、それぞれの保育所同士で連携協定を交わす必要がございます。こちらの保育所からこちらの保育所に何名の児童が行きますよということで、協定を交わすものとなっております。これによって、今回の改正で市町村、私たちのほうでしっかりと利用調整をするのであれば協定を結ばなくてもよいと

ような内容となっております。本市におきましては、現時点で全ての地域型保育事業所が保育所等と連携協定を結んでいる状況でありますので、すぐに市町村が利用調整をするということではないのですけれども、今後を踏まえて今回改正してございます。

あと1個、2番目の居宅訪問型保育事業所、下のほうです。こちらについては、ベビーシッターをイメージしていただければと思います。1対1の保育の部分です。これまで保護者の勤務、就労のみが預かりの対象となっておりますが、これを例えば保護者の疾病ですとか、そういったものでも利用、活用できるようになったということになっております。こちらにつきましては、本市において居宅訪問型保育事業は現時点では事業実施はしてございません。事業実施はしていないのですが、同改正がありましたので、あわせて今回改正のほうを行っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。前、小規模の保育所が待機児童解消のため、ゼロ歳、1歳、2歳が8割、9割を占めていたということもあって、小規模に力を入れていただきました。本当に多くの待機児童がこういう小規模に流れて、受皿として頑張っていた。そのとき大変苦労したのが、いわゆる保育所連携。よく僕たちも、なぜ市が入らないのかという、市が入ったら受皿探さなくても小規模ができるでしょうという話を何度も皆様と話し合いをしましたが、なかなか国の方針というか、指針で曲げることが、曲げるという言い方はおかしいですね。国の方針のとおり今までやってきて、これ、国はなぜこうなったのか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 今回の改正につきましては、各市町村、県のほうから国のほうにそういった要望、平成27年度から申請のほうが始まっております。ちょっと5年のほうが経過しております、その制度見直し、要望が多かった事項について、今回、国のほうで改正されているということで、認識しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 先ほど本市なりの小規模事業所は基本的には次のステップの園と連携、協定を結んでいますという御説明でしたが、今回、小規模事業所、増やす予定があるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 現在、宜野湾市内において小規模保育事業所が14か所、事業所内保育事業所が2か所、いわゆる地域型保育事業所と言われるものが現在16か所ございます。今後の予定につきましては、現段階では増設等の計画はございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この条例、今回つくるのですが、個人的に見てはとても使い勝手がいいのではないかなと思ったものですから、小規模事業所も今後のために、また準備していくのかなと、大変この条例を整備するのかなと思ったのですが、小規模事業所との、こういう条例が出る予定ですよというのを、さっき言った地域型保育事業所には伝えて、こんなことになりますよとなって、何か変わったことがありますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 内容については周知のほうはさせていただいているのですが、ちょっと具体的な今後の、例えば改正されることによってどういった活用、どういった進め方をしたいのかというのは、この地域型の園長会等で今後少しお話しさせていただいて、活用可能になるということですので、どういっ

た形がいいのかというのを少し御意見のほう聴いていきたいと思えます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、これは地域型の皆様は、認可園と協定を結んで、受皿として認可園を組み込んでいますよね。これを認可園との協定を一旦ゼロにしても構わないということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 まず、この連携施設については、基本的には協定を結ぶことが前提となっております。今回、あくまでも規制緩和となっております。なので、なるべくもちろん協定のほうは結んでいただいて、それでも調整が難しい場合に市町村が間に入って利用調整を図るということで考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今のが一番分かりやすいのかなと思えます。協定をしっかり生かしながら、協定があるにもかかわらず、その園の受入れが厳しい状態のときには市の担当課のほうに調整を依頼してくださいということでこの条例を整備するということで理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 今おっしゃったような趣旨でございます。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 確認を少しさせてください。地域型保育事業所、市内の。ゼロ、1、2で、3歳から受入れ先が決まらなかった事例というのが過去にあったかというのを確認したいのですが。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 本年度まででそういった保育所等につなぐことができなかった事例というのはございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あと、この条例は、公布の日から施行することになっていますが、もちろんその附則にしても、市町村の利用調整ということで、市のほうの負担という言い方が適当か分からないのですが、市の業務が増えていくと。これに対して人員は会計年度任用職員にしろ、あるいは正職員にしろ、何か増員を予定していますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 入所利用調整については、こども企画課ではなく子育て支援課のほうで実施はしているのですけれども、基本的にゼロ歳、地域型を卒園する。あと保育所に連携施設として行くのですけれども、その際も要望調査等実施、継続の利用の確認等はしているのです。この条例が改正されることによって、例えば人員をどうするとか、そういった必要性はないのかなというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。地域型保育事業所のほうの規制緩和についてなのですけれども、これは事業所側に何か負担がかかっていくような内容になるのですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 これは事業者側の負担が減るというふうに、どちらかというと考えております。今まで、もちろん協定のほうは結んでいるのですけれども、もし、例えば1名のつなぎ先が見つからない場合

は、新たに連携施設の保育所と調整する必要があったのですけれども、その必要がなくなるという形になりますので、事業者としての負担は減ると考えております。増えることはないという認識です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 今の話だと、これまではそういった連携先を見つけられるのは各事業所で独自にやる必要があったものを市が代理で調整できるようになるという理解でいいですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 おっしゃるとおり連携施設先については事業者同士で調整していただくことが前提となっております、こちらについてはお互いの保育内容ですとか、そういった方針ですとかがありますので、まずお互いに調整していただく。現時点においても、市のほうが間に入って調整をさせていただいているのですけれども、この条例が制定された後には協定書を交わすということをしなくてもいいということになりますので、その点において負担は軽減されます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 保護者の観点からすると、例えば協定を、今までの事業所、協定を結んでいなかった事業所も行けるようになるチャンスが出てくる。選択肢が増えるように感じたのですが、その理解でいいですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 運用上、そういった取扱いは可能になります。ただ、この実施の方法が、細かい実施の方法については、ちょっとまた入所の調整担当と少し今後調整する必要があります。制度としては、もちろん協定を結んでいないところに希望してやるということも可能なのですけれども、いろいろ入所調整がちょっといろいろ複雑になる可能性があるので、実施については今後勉強させていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 事業者間でのよりよいサービスにつながるように当局も頑張っていらっしゃると思うのですけれども、保護者に何かしら変化というか、影響が出てくることだと思うので、保護者に通知というのはどういった制度ができて、どういうふうにできますよとかというのを今後事業者と調整しながら、運用を決めていくということでしょうか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 おっしゃるとおり、今後運用については調整させていただいて、その方法等については入所案内時に御案内できればと考えております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ぜひ当局の皆さん、事業所の皆さん、保護者の皆さん、みんながハッピーになるような進め方をお願いしたいと思います。

すみません。続いて、居宅訪問型事業についてなのですが、今回この規制の対象の拡大ということ、もともとこういった拡大の要望するような声は市民からありましたか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 本市においては、居宅訪問型保育事業自体が実施はしていないので、直接こういった声というのは聞いたことはございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 条例自体は変更、改正するけれども、特にこのような利用というのは今のところ宜野湾市はないということですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 居宅訪問型保育事業の実施自体が現時点ではないので、すぐに制度活用につながるというわけではないのですが、今後長期的に考えて、市のほうで、例えば居宅訪問型保育事業を実施するとなった場合にすぐに対応できるように今回改正を行うことになっております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 事業者自体あるかどうか、分かりますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 すみません。ちょっと細かく覚えては不是いのですが、県内でも1か所あったかどうかだと思います、沖縄県内におきまして。県外においては恐らく事例は幾つかあると思うのですが、居宅訪問型について事例はそんなに多くはない。実施している事業者自体が少ないと思います。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 これは、そういった事業の周知、こういった条例改正があつて、こういった事業ができるようになりますよとかというような広報というのは何か計画されていますか。特に必要ないですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 基本的に今回のこの居宅訪問型保育事業の改正に伴う広報周知については、現時点では覚えては不是いのですが、その実施については、御相談があつた際にすぐ対応していくというような形になると思います。また、居宅訪問型保育事業を実施するに当たつても、本市の子ども・子育て支援事業計画、こちらに基づいて事業実施はなされていますので、現時点で、今後5年間、今後未来に向かって5年間は現状としては予定していない。事業自体の予定はされていないという状況になっております。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。僕もちょっと何点か確認させていただきたいのですが、事業者同士のトラブルみたいなのは何かあつたのですか。今回、改正する要因としてあつたのか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 現時点において大きいトラブルというのは確認しては不是いのですが、やはり小規模側が保育所等にお願ひする際に、当初制度が始まつたばかりのときは、少し調整をするのが難しいという状況はございました。全国的にも、私たち宜野湾市内においては協定結べている状況なのですが、全国的においては、すみません、ちょっと細かい数字は覚えては不是いのですが、大体50%ぐらい協定を結べていない状況があるということで、それで国が改正するに至つたという認識はしております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。とてもすばらしい条例になると思うのですが、細かいことはこれからということですので、この市町村の利用調整のときに、例えば事業者同士が何かこちらに預けたいけれどもなつたときに役所が入るわけですね。振り分けみたいなものもあるのですか。別の、例えば保護者が望むところもありますよね。その辺の調整が、その地域にどれだけの保育園があるか、ちょっと地域によって変わると思うのですが、結構幅が広がってくるのですよね。今度、さっきの居宅訪問型、ちょっとこれからということで確認したいのですが、今現在、これイメージとしてはフ

ファミサポみたいなイメージですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 イメージとしてはベビーシッターになります。居宅訪問型保育事業やっている方が、おうちに行ってお子さんを見る。こちら想定されているのが、例えば障害を持っているお子さん、どうしても集団保育が難しい方を想定された制度ということで認識のほうしております。ファミサポとはまたちょっと違う内容になっているかと思えます。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城力 委員 条例の一部改正に当たって、保育士さんの負担があるのか。また、増員とかを考えているのか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 今回の改正で、特に保育士を増員しなければならないですとか、保育士さんに負担が増えるというようなことはございません。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 やっぱり保育というのは大変な仕事だと思うのですがけれども、私が一番心配しているのは、現場での環境づくりが一番大事ではないかなと。環境づくりが変化をしていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 今回の改正については、どちらかといいますと、事業所間同士の内容であったり、行政が間に入ってスムーズにするような改正の内容となっておりますので、保育士さんの環境変化というのは特に大きくないのですが、条例改正とは別に、もちろん保育士の環境改善について、私たちのほうもいろいろ情報提供、指導等含めて今後も実施していきたいと考えております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 福祉の概要の5の2を見たのですが、小規模事業者によって定員が19名とかいろいろ、少ないところで15名。そうすると予測されることとしたら、今まで小規模が負担になっていたのが3歳への連携。それを自前でやるというのは負担があって、定員というのはなかなか、これ以上増やすのは厳しかったのではないかなと予測するわけですが。市のほうでそういう調整をしてくれるのであれば、小規模からすれば定員を増やしている一つのきっかけにもなるのかなということで、そう考えると待機児童の解消にも、特にゼロ、1、2のそこにつながっていくのかなと思うのですが、そこまで予測して、小規模の定員を何%増やせるかはあれですけれども、3歳からの行き先が一番小規模のネックであったが、市が入ることで解消されるのであれば、それは小規模としては定員を増やす要因になるのかなと思うのですが、そこら辺を上げる予測されておりますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 小規模保育については、もともと定員が19名以下ということで決まっているものでございまして、20名以上になりますと小規模ではなくて保育所という取扱いになって、許認可自体が県に移

るような形になっております。なので、基本的に今も3歳児をそのまま預かっているという取扱いは小規模では現状ありませんので、なので、定員がこれから増えるというのは現時点ではないと考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 小規模の場所によっては定員が15名とか17名という定員になりますので、それに関しては、あと4名もしくは2名、合計6名は小規模、現状の事業所内でもまだ少しは増やせるのかなというのが今の説明であります。将来的に待機児童が解消されていった場合、認可保育園のほうも分園をつくったり増改築して、どんどん大きくしていくわけです。将来的に待機児童解消になったら、もうこれは真っ先にどこから、もうあとは自由競争になっていくのかなと思うのですけれども、将来的なそういう、何年度には本市の待機児童がどういうふうに推移していくか。そういうのも資料として、これから将来待機児童が解消して、逆に定員減になっていくということが考えられることもあると思うので、将来、西普天間住宅地区の開発等々によって、また人口増とかもありますから、今現在、市のほうはどのようなビジョンでもって、これからの待機児童の推移をどういうふうに考えているかというのを、今お持ちでしたら。なければ資料で。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 待機児童につきましては、令和2年4月1日で現在46名となっております。計画上、今年度中に待機児童解消に向けて現在取り組んでいるところでございまして、新たな施設整備等、行っては無いのですが、そういった保育士確保等で、その46名。今年の入所状況にもよるのですけれども、本年度中にはどうにか待機児童解消させていきたいというふうに考えておりまして、計画上、あと、今後5年間はゼロ、そのまま推移できるような形でできればというふうに考えております。長期的なのですが、やはり人口の増加とか、あとは先ほどおっしゃった開発等いろいろありますので、現状で細かい分析はちょっとできてはいないのですけれども、子ども・子育て支援事業計画の中で、また今後の分析については、子ども・子育て会議の委員にも意見を聞きながら、将来的には長期的な計画が持てるような形で検討できればと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今現在は、提出できる資料は持ち合わせがないということによろしいですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 前年度、第2期子ども・子育て支援事業計画ということで、これは皆様に配付をさせていただいていると思いますので、こちらについてが今後5年間の計画となっておりますので、いま一度、御確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 居宅訪問型保育事業についてなのですけれども、先ほど宜野湾市ではこれはないという説明あったのですが、この県内でこの事業をやるという場所というのは、市町村でありますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 ちょっと細かい市町村まで覚えてはいないのですけれども、恐らく1か所あったかどうかだったと記憶しております。もしかしたら、事業実施自体も現在ないかもしれない。それぐらい事例がちょっと聞いたことはございません。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 今、福祉の概要からなのですけれども、この認定子ども園の障害児の受入れ、7園で行われているのですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 障害児の受入れにつきましては、現在、保育所、公立も法人含めて、保育所で25か所、認定こども園7か所で現在対応をいただいております。こちらにつきましては、小規模につきましては、現在障害児については受入れを行ってはいけません。保育所とこども園で受入れを行っております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 すみません。失礼しました。前のページ、ちょっと見落としていたものですから。この居宅訪問型の部分なのですけれども、やはり障害児の、障害の中でもいろんな障害があるかと思うのですが、その児童のほか、やはりこの団体の中に入り切れない部分と、また親が障害を持っていて一般の学校に通えない、そういった環境という部分でちょっと。今後、こういった事業の相談、これまでこういった事情があって対応し切れないとか、そういったこと相談も中にはありましたか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 障害児の相談等については子育て支援課のほうで受けているので、私のほうで今回の状況、現状はちょっと把握してございません。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 その辺は障がい福祉課が担当だと思うのですけれども、子育て支援課とまず連携を取っていきながら、一つお互いの連携を取らないと、やはり保護者としては、あっちへ行ったり、こっちへ行ったりというのがありますので、その辺の行政の皆さんも大変だとは思っているのですけれども、それをどうにか早急にそういった相談があれば、子育て支援課においても一緒になってやっていくような形を持ってほしいと思うので、今後、そういった部分も考えていただきたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一点、お願いします。議案書9ページの真ん中のほう、ちょっと下ぐらいに、第37条第4号中、場合の次にあります。もう少し説明もらえますか。この37条の前半、条例集を持ってきていないので、今、ちょっと言うことできないのですけれども、37条はどういった内容なのか。この内容を見ますと、場合の次に、または保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるとあります。これはどういった意味ですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○子ども企画担当主査 新旧対照表をお願いします。こちら、先ほど説明いたしました居宅訪問型保育事業の部分です。これにつきましては、これまで母子家庭等の勤務に係るものが対象となっておりますが、これに加えて、疾病、疲労、その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合でも対応できるような形で改正をしたというふうになっております。要は、勤務のみだったものから、様々な理由で利用できるような形に改正したということになっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変よく理解しました。居宅をやっているところは今のところは市内にはないというのでも理解をしました。

今、待機児童解消に向けて頑張っています。今回の待機児童解消の中で、認可園に関して定員割れはあるのですか。3歳児が5名定員割れ、5歳児が4名定員割れ。園によってありますよね。今現在、分かる範囲でいいですから、あるのか、ないのか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 すみません。細かい数字はちょっと申し上げることはできないのですが、保育士の不足によって定員に満たないという事例はあるというふうに認識してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 保育士を充足できていないものだから、スペースはあるが、子供たちを受入れられる状況にはなっていないということで理解します。

もう一点教えてください。特に待機児童解消のめどがついてきているというお話を聞いて大変うれしく思います。本当に御苦労さまでございます。今、宜野湾市の市外、中城村とか、北中城村とか、分かりませんが、市外にもお願いをして受入れをしているということがございましたが、今も継続していますか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 恐らくお話の件については中城村の保育園かなと思うのですが、現状、受入れの協定は恐らく結んでいないと思います。一時的な形で活用させて連携させていただいたということで認識しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 先ほどありましたけれども、急に人口が増えた場合に、今後施設を造らないのであれば、近隣市の施設を活用するような方向性、調整を今後していくと思いますけれども、今、南上原のほう新しい保育所ができました。いろんな保育所できている。坦々亭の斜め向かいに大きいのができました。あれはほぼ宜野湾市に隣接していますよね。それと長田の方の保育所も隣接しています。道を隔てて立派な園が建ち始めているのです。ああいうところとの連携はあるのですか。この小規模さんがやるのであって、宜野湾市が調整して、5名までお願いします、10名までお願いしますとか、そういうのはあるのですか。

○山城康弘 委員長 企画担当主査。

○こども企画担当主査 現在、個別でそういった協定等結んで預かっていただいているというのは、恐らくないかと思います。ただ、例えば認定こども園ですと、市外であっても3歳から5歳までは現状通えるような状況はありますので、保護者の方でそういったのを活用して通われているという方は何名かいらっしゃると思うのです。今後、県内全体でも恐らくそういった待機児童の解消に向けて市町村間の連携というのは必要になってくると思いますので、そういった県の動向も注視しながら、活用できるような内容については本市としても活用していくような取組を進めていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第60号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時39分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第61号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○山城康弘 委員長 次に、議案第61号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案、趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 新旧対照表のほうを見てはいるのですが、これも行政の専門用語もありまして、それはそれでいいのですが、もっと分かりやすく、どういうふうに改めがあったのか。分かりやすく御説明お願いしたいのですが。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 新旧対照表の33ページを御覧ください。今回の宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の新旧対照表で、改正後に中核市という表現があります。資料1ということで、この条例関係の資料をお配りしておりますが、資料1のほう、今回改正部分は先の条例の第10条。第10条というのは職員に関する規定になっています。この放課後児童健全育成事業を行う職員の部分に改正がありまして、この資料4点目のところを少し御覧いただきたいのですが、ちょっと読み上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員が保育士の資格を有する者など設備運営基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないこととしているということで、職員の規定の中で、資格を持っていて、かつ研修を受ける必要がある。2つの条件が、この放課後児童健全育成事業に必要な特に資格になっていますので、今回、その研修の部分。研修というのは、これまでは都道府県が研修を実施していたのです。ですから、都道府県が行う研修を受けた者が、資格を持っていて受けた者が支援員になれると。昨年、同じ時期に政令指定都市の研修を受けることで資格を取ることができるということで追加になりました。今回は中核市ということで、さらにまた範囲を、研修を実施できる実施主体の範囲を広げて研修を受けやすくするというので、実は放課後児童支援員というのは、保育士よりも非常に待遇がよくないということもあって、だから定着しないという課題があります。これまでも全国でもなかなか定着しないということで、大体6割の方が研修未受講という状況であって、資格を持っていて研修を受けていたとしても、どんどん離職していく。どんどん入れ替わりがあるということなので、実際研修を受ける機会を増やさないといけないということで、大体都道府県が年に1回研修をやるのですけれども、都道府県だけではなくて、政令指定都市とか中核市が研修をやることによって、受ける機会を増やしていくという目的で、今回、国のほうでも中核市がやることを認めましょうということで、追加の改正となってございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございます。大変分かりやく、ありがとうございます。本市は該当するということで理解していいのですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 これは資格の中で、保育士とか学校の先生とか、そういう資格を持っていて、かつ研修を受けた者、この方が支援員になれるということですので、例えば本土のほうで、沖縄県でいえば、那覇市、中核市ですので、もし那覇市が今後研修をして、そこの研修を受けた方が宜野湾市で支援員として働きたいという方がいれば、それは宜野湾市としては、資格を持っていて那覇市の、中核市の研修を受けた、受講してきたものとして支援員として資格があるということで認めることができますので、全国どこの市町村の中核市で研修を受けていたという実績は、どの都道府県でも支援員の研修としての条件を満たせるということになっておりますので、宜野湾市でもそういった方については対象になるということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の説明は、沖縄県でも研修はありますと。今回は中核市である沖縄県では那覇市も、その研修を受けていただいて、資格を提供できる。那覇市というのがあるということで、受ける機会が1回だったものが、那覇市もまた別にやれば、那覇市と合わせれば2回になるということのためと理解していいですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 委員おっしゃるとおりなのですけれども、全国どこでも、中核市でその研修を受け、そこで受けた方が沖縄に来たとしても、それも該当しますので、基本的には全国の都道府県、全国の政令指定都市、全国の中核市が行った研修を受けている方が宜野湾市のほうで学童保育をしたいということで支援員として認められるかということであれば全員認められるということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 参考までに、放課後児童健全育成事業、一般にいう児童クラブなのですが、民間の児童クラブに関してはたくさんありまして、44児童クラブが宜野湾市内にはあるのですが、学童クラブの待機児童はどんなふうになっているか、状況はどうですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 待機児童については、実は3年前、宜野湾市は212名、学童保育の待機児童がいるということで、県内ワーストワンということで、非常に悪い状態だったのですが、その間、民間の学童クラブを10か所程度増やすなりして、令和2年度においては47名で、一昨年、80名。その前が99名、その前が212名。段階的にやはりクラブを増やすことによって、減少してきたということも流れになっていきますので、少しずつ改善はされている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 改善しているということで理解をします。学童クラブというのは、今後も認定というのでしょうか、施設の認定は県になると思いますけれども、皆さん、市を通して県に申請ですけれども、増やしていく予定はありますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 実は待機児童は47名ということで、全体の学童クラブ、先ほど申し上げた44クラブ、定員の中でどれだけの児童が在籍しているかということを見ると、若干定員割れもしている、全体的に定員割

れしている状況です。やはり学童クラブについては、通常の保育所であれば、保護者の送り迎え、送迎するという事なので、宜野湾市のどこにあっても、ある程度、施設の利用調整、バランスが取れるのですけれども、学童保育については、お子さんが自らの足でその学童クラブに通って、それで保護者が迎えに行くということなので、できるだけ学校の近くにあるというのが条件なので、その条件が、あるとなると、なかなか、別の校区ところに通うというのは、やはりなかなかできないものですから、どうしても定員が割れているところもあれば、入れないところもある。そのバランスが非常に難しく、あと、保育園は低年齢ということで、そこまでお子さん自身の考え方とか、そういったものは保育に影響ないのですけれども、学童保育は小学生ですので、部活をやりたいとか、塾に行きたいとか、様々な要因でやめられるということもあるので、どこで不足しているかというニーズがどんどん変わっていきますので、なかなか適正な配置というのが難しい状況です。

それで、先ほど申し上げたように定員が全体的にはあるということなので、今後は重点的にどうしても地域に学童クラブがそもそも少ないとか、あとその地域、はごろも小学校区とか、人口、児童が急に増える、そういったところで増やせるかどうかというのを少しずつ検討していく必要があるのかなど。どこかでまた定員が割れてしまって運営できなくなるとか、非常にバランスが難しい部分もありますので、計画としては、今年度、あと3か所程度増やす予定があるのですけれども、それが終われば、しばらくはちょっと状況を見ていく時期かな思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回の新型コロナウイルス感染拡大があり、学校、緊急事態宣言等で休校となり、親は大変学童の必要性を思い知ったのではないかな。入っている子はいいのですけれども、入っていない人は、学童に申し込んでも、今のように入れないという、今回2か月、3か月間は大変な時期だったように感じます。しっかりとまた整備できるところは整備して、今44名というお話がありましたけれども、この期間の待機児童になると、もっと皆さん各家庭も苦勞して、児童もしっかり見ていたのだろうと思うのですけれども、本当に申し込みしても、みんな満杯していますよというお話がよくあったので、この感染症等のまた緊急事態等に対応できるような体制が取れるような協議を部内で進めていただきたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 どうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 学童クラブ、公立、私立、44か所ありますけれども、職員のハードルというのが、保育士の資格とか、国家試験の合格と、あと今の県が実施した今までの研修。これから那覇市で研修もするので、この44か所の学童クラブの方が全て職員としてこの有資格と研修を受けている方が全て、全員なのですか。それとも、この10条に職員という定義ですから、職員以外にも何か助手みたいな、これだけの方が資格と研修を受けているというのはちょっとどうも考えにくいので、逆にその実態が知りたいのですが。その学童に職員が何名、何%いて、助手がどれだけいるとか。その助手となると無資格でもできるのかとか、ちょっとこの条例改正とは離れているかもしれませんが、これだけの厳しい条件で実態はどうなっているのかというのを教えていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今、宜野湾市の状況、令和元年度なのですけれども、184名の支援員がいるということで、その内訳としては、資格を持っていて、かつ研修を受けている方と、あと資格を持っているだけの方、あとは様々な人数としてはばらばらの状況であります。ただ、資格については、今、みなし規定ということで、

以前議会に条例を出ささせていただいたのですけれども、今は研修を受けたものとみなすということで、今回改正をするのですけれども、実は平成27年に制度が始まって、5年間は研修をすぐに受けられないだろうということで、資格を持っていた方でも研修を受けたものとみなすという、職員、支援員の定義に当てはめてはありますが、これが昨年度終わるとということで、宜野湾市としてはまだまだ研修を受けた方が少ないということで、3年間延ばしている。あと3年間は研修を受けていなくても受けたものとみなすということで、しばらくはその方々が支援員として配置できるということにはなっておりますので、そういうこともあって、また支援員については学童クラブについては最低2人以上置くということになっておりますので、そういった、1人は資格を持っているというのが条件ですので、最低1人はいるということになっております。2人以上のところの部分でいうと、補助員というのもほとんどがそういった実態としては正規職員というよりは補助員という形についているものが実態かなと。やはり支援員の身分保障、経済的な理由と、ずっと長く勤めるような十分な賃金があるわけではありませんので、ほとんどがそういった学生さんとか、そういった方がお手伝いしているという状況と聞いているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 分かりました。この有資格や研修を受けている方、資格だけの方。無資格でもできると。ただし、職員が2人以上いないといけない。子供の教育に関係するので、せめて研修ぐらいは受けてもらわないと、保護者としては。やっぱり教育というのは一貫性がないといけないと思います。なので、研修というのは有料になるかなと思うのですけれども、県にしろ、あるいは那覇市にしても。研修費に対して、例えば全額でなくても半額は市が補助するとか、要するに研修を受けなさいということですよ。資格がなくても、最低研修ぐらいは受けていたほうがいいと思います。この研修に関して何らかの県なり市から今後補助を受講生に対してやっていくという考えはありますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 委員がおっしゃった点で、学童クラブ、どうしても急に増えていくと職員の質というか、そういったことが課題になるということも想定していて、それで、平成29年ごろから資質向上研修ということで、市独自で補助金を活用して、毎年、研修を開いています。テキスト代程度は恐らくちょっと取るのですけれども、基本的には市が補助を出して、なるべく宜野湾市内の学童クラブの職員に受けていただきたいということで、毎年、かなり受けていただいています。それとは別に、資格を取るための県の研修、これについては、一応県のほうで、ある程度、市町村枠が、全員が受けられるわけではないのですけれども、ある程度、募集して、宜野湾市だったら何名ということで、それは宜野湾市の推薦という形で恐らく費用については、ちょっと手元に資料がないので、そこは御答弁申し訳ないのですが、ある程度、宜野湾市として独自で資質向上の研修会は毎年やっておりますので、なるべく職員の質を落とさない取組はしております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 よろしくお願ひいたします。さつき学童クラブですか、利用定員数が70名とか、すごく多いほうだと思うのですけれども、なぜ多いのか。支援員の変動がないのか。こういった調査とか把握されているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 学童クラブについては、原則40名程度が定員ということで運営をお願いしておりますので、さつき学童クラブ、ちょっと個別の名前が出てしまっていますが、そこについてはもともと独自で、市の補

助受けていなくて独自で学童的なことをやっていたらしゃつたものですから、自分たちの中でそういった点については自由というか、されていた経緯がありまして、その後、市の補助を受けて進めたいというお話があって、1クラブについては今補助を出す関係になっていますので、市として把握している定員というのは、実際は40名程度ということなのですけれども、自分たちの、自己の運営の中では70名程度までやっているというのですけれども、残り30名は自分たちで運営している、学童クラブということで。学童クラブについては、基本的には市のほうに届出をしていただくのですけれども、そこには面積基準だったり、保育の内容だったり、いろんなものを含めて提出していただいて、市がそこは学童クラブとして認識しましたという話になるのですけれども、それに対して、これに補助金を支出していくかというのは、それはまた市の計画の中で、必要なところ、学童クラブには補助金を上げて運営していただくという形になっておりますので、ですから学童クラブの中には市の補助を受けている学童クラブと受けていない学童クラブがあるという認識で取り組んでおります。

○宮城力 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 お願いします。この研修をまだ実施されていないとあるのですけれども、これやる予定は情報とかありますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 こちら念のため、この改正が今回4月から国のほうから公布されるということで、全国の、NPO法人なのですけれども、学童クラブ協議会というのがある、沖縄にもあるのですけれども、それを通して全国の動き、中核市が今60、全国にありまして、60市が今後やるのかどうかということで言うと、今のところその情報はないということで、今後やったときに備えて改正しておくということで、今のところはそういう情報は聞いていないということです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 今現在の研修というのは大体何月ごろ実施されますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 例年、大体11月か12月、4日間程度で、こま数、授業数が16こまというのが、原則受けていただく研修になっています。その研修を受けて、大体11月か12月開催しますので、翌年度当たりに認定、研修を受けたという認定証を出すという状況。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 仮に那覇市がもし研修するとすれば、内容、これからかと思うのですけれども、大体4日間とか5日間とか同じくらいの日数がかかるのですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今回、国が中核市まで広げたのは、ある程度研修にはガイドラインというか、こういう研修をしてくださいというガイドラインがあって、それを国が今示している以上、都道府県がやっても、中核市がやっても一緒でしょうということで、国が広げていますので、恐らくやる時は同じような研修をするというふうに思っています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 イメージでは、もし中核市がやったら、もっと簡素化になるかなというふうなイメージ

があって、もっと受けやすくなるのかなと思ったのですけれども、分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 どうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今までの答弁で、政令指定都市があつて、中核市があつて、広げていってということで、広くしていって、受講しやすくということで、この資格を取りやすく、環境も国からの方針で、そういった環境整備していこうとしている中身だと思っているのですけれども、それは現状というのが資格、研修を修了できていない方がいらっしゃることに對する対策だと思うのですけれども、なぜそういうふうになるのかなど。先ほど4日間、研修の期間をおっしゃったのですけれども、仕事を4日間休むことが難しい状況なのでしょうか。その辺の阻害要因、どういった分析。先ほど呉屋等委員がおっしゃったのですけれども、料金的な部分とか、受講が難しい状況というのがあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 受講が難しいというよりも、かなり支援員の入れ替わりが激しいということで、定着がなかなかしないと。新しく入ってきた方は研修を受けないといけぬ。受けた方は、すぐ次の年、辞められる。このスパイラルがどんどん続いているものですから、それで全国的にも実際は60%が未受講と。要するに新しく入ってきた人が運営しているという状況ですので、それで国のほうも、その状況を改善するには、本来であれば処遇改善だと思うのです。処遇改善して定着するような、そういった環境づくりが本来は先だだと思うのですけれども、国としては、今回、幼児教育無償化もそうなのですから、保育の部分、働く方を社会に出すために家庭にいる主婦を社会に出そうと。こうすることによって社会を回したいという思惑があつて、そうすると保育所をどんどんつくらぬといけぬ。その子供たちは、今度は小学校に通う。そして学童を利用する。保護者は働いていますので。本来だったら、そういった国の施策の中で流れができていますので、学童にひずみが出ていて、学童も近いうち、もっと待機児童が増えるだろうと言われていいますので、国としては、もっと学童を増やしていかぬといけぬ。そのためには支援員を増やしていかぬといけぬ。そういう関係もあつて研修を増やさなくてはいけぬという、この流れが今、実際来てはいます。それがちょっと要因となつて、国としては、研修増やすので、支援員というのをもっと増えるでしょうという考えなのですから、実際現場のほうからすると、入れ替わりがあるので、どんなに研修を増やして支援員を増やしても、結局辞められて、ほかの業種に行ったりというのが実態ではないかということで、根本的な本来解決ではない、現場としては違ふのではないかなと思つてはいるのですけれども、国としては、どんどんやっぱ環境、そういった意味で環境を広げていきたいということでが国の考え方ではあります。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと研修自体について教えていただければと思います。実際にこの受講料、幾らぐらいなのかということと、先ほど4日間で4本、16授業ですか、おっしゃったのですけれども、それを受講すればいいのか。その後にテストみたいなのがあつて、そのテストに合格して初めて認定されるのか。そのあたり回答をお願いします。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 受講料は基本的にはテキスト代ということで、令和元年度に行ったときは、資料代3,300円、テキスト代がかかっているということであります。それは自己負担というか、それに対する補助は市としては設けていないような状況です。

日程としては、16こまの科目を受けていただくわけですから、地区ごとにまた分かれていまして、那

覇とか、宜野湾地区とか、それと石垣地区とか、そのまた順番にずれていく形になっているものですから、最終的には2月までに全地区終わる流れになっています。受けた後に、そのときはテストではなくて、あくまでも研修、講習ということでもありますので、受講していただいて、ある程度、受けたということでもって、もともと資格は持っていますので、知識をつけて支援員という形になりますので、そういった位置づけですので、それを受講された後に受講修了書をいただくということです。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。最後に確認なのですが、その中核市で研修を実施、今後するようになっていくと、市内の放課後児童支援員の方々からすると受講するチャンスが増える。年に今まで1回ぐらいだったのが、今後は年に2回チャンスが出るような環境になっていこうという理解でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 今回中核市が研修の実施主体でありましたので、沖縄県内に那覇市が中核市に当たりますので、那覇市が今後研修を実施すれば、時期がちょっと沖縄県、どうなるか分からないのですが、チャンスは増えるという認識にはなります。

○山城康弘 委員長 ほかにいいですか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第61号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたしません。(午前11時22分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第36号 国民健康保険料(税)および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 陳情第36号 国民健康保険料(税)および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。まず、本市の状況について、当局から参考意見を聴取したいと思いますので、よろしくお願いたします。健康推進部次長。

○健康推進部次長 陳情事項1から5のそのまま回答でよろしいでしょうか。それとも、陳情事項の内容も説明したほうが。

○山城康弘 委員長 いいですよ、現状で。

○健康推進部次長 承知しました。では、私のほうから、陳情第36号に関する陳情事項に関する執行機関の状況を御報告したいと思います。

陳情事項①番、内容のほう为国保税、介護保険料の申請受付の数値等に関してかと思えます。こちらの部分、国保税においては、6月11日、国保税条例改正案の提案を行い、可決後、条例の施行に合わせて規則を制定し、速やかにホームページ等にて周知し、申請手続を今進めている状況です。また、介護保険料においても、5月26日に介護保険規則を改正し、施行後、速やかにホームページに周知し、申請手続を進めている状況です。

②番、遡及適用の周知に関する事だと思えます。その部分に関しては、上記の案内で、2月1日から適用可能な旨、周知を行っているところです。

③番、令和2年度以降も継続するよう政府に要請することとあるものに関しましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、関係機関とも連携し、適宜検討していきたいというふうに考えております。

④番、コロナ感染症の影響を踏まえて、テレビCMについてなのですが、こちらのほうに関しましては、沖縄県国保連合会が実施しておりますテレビCMについては、5月期までの放送で、それ以降は国保税の納付促進に関する部分は放送してございません。また、納付猶予、減免に係るテレビCMについては、当初の放送計画を変更して、傷病手当金の周知も併せて6月21日から7月10日、8月5日から7日の間に放送をしている状況でございます。

⑤番、新型コロナ、こちらのほうは体制の整備に関するものかと認識しておりますが、その部分に関しましては、新型コロナウイルス感染症においては広範囲に影響を及ぼしておりますが、現時点で国保、介護とも既存要員で対応している状況でございます。今後ますます業務のほうの業務負荷が増加すれば、その内容を踏まえて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願いたします。まず、陳情事項の1番のほうなのですが、こちら減免制度の申請受付中という説明でしたが、さらにまた介護がありますが、申請を受付している最中と理解していいですか。もう一度確認します。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 申請を今現時点で受付している状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 申請件数というのは掌握されてますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 現時点の国民健康保険での新型コロナウイルス感染の減免の申請件数においては240件で、その全体の金額ではないのですが、減免のほうの決定金額においては3,077万6,400円になってございます。また、介護保険の部分に関しましては、こちらのほうは8月15日時点の件数でございますが、件

数53件の金額にして253万3,745円であります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。、いつまで申請ができるのでしょうか。宜野湾市の場合。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 令和3年の3月31日、3月末までです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。では、次に、一番下の5番目のほうなのですが、職員体制、職員の負担を軽減したいというのが、この陳情者の狙いはあるのかなと思うのですが、職員体制は要員としては足りているというような説明があったというふうに認識しますが、今、本当に窓口でも大変間隔を取りながら、3密を避けながら頑張っていただいておりますが、職員体制は増やす必要はないということで、もう一度確認しますが、理解していいのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 例年行われております組織ヒアリングのほうがございます、その中で各業務の状況等を報告し、定数の増員要望等は行ってございますが、やっぱり総数の制限の中から最終的に国保課のほうでの採用で人数が増やせる状況ではございませんので、その辺の中で、職員の増の部分に関して例年お願いしております。今回、コロナの状況の部分に関しましては、今、先ほども申し上げたとおり、既存の体制のほうでいけるということで、その部分は増員の要望はしてございませんが、さらに申請、減免だけではなくて、傷病手当金の新設等もございますので、そういったところで業務が増えてくれば、当然さらにその部分は担当部局の方に伝えてまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 人的手配に対してはしっかりやるということが大事でございますから。あとは、一つ一つ、次長のほうより御説明いただきましたけれども、本市の取組状況ですが、この中でCMの話をしていました。2回やりましたというのがありましたけれども、もう一度、テレビCMというのがあったのですが、これはそれをやった反響が出ているということで理解していいですか。減免とか。その反響のおかげがあって、今申請が進んでいるということなのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質問ですが、先ほど次長から答弁がありましたとおり、8月から、まず先に6月21日から7月10日の間にスポットCMという形、テロップを流す形で、短い間ではあるのですが、それを放送しております。その後、さらにコロナの状況を踏まえて、8月5日、6日、7日の3日間において、さらに周知をしているところでございます。担当者によりますと、CMを見たということでの問合せも、その後あったということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この中で、また今後は少なくとも納付猶予、また減免の相談を入れた内容に修正してくださいというふうに書いてあるのですが、CM見たかもしれないけれども、ちょっと印象が残っていないものですから、これは入っていたのか、入っていなかったのか。また、内容的なものはどういふのが流れたのか、もう一度御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、あの陳情書が出た日付が5月27日付になってございまして、その時点では放映はされていなかったのですが、先ほど説明したとおり、6月21日以後についてはCMを流しています。内容としては、傷病手当金とコロナに係る減免の特例。こちらを放映しています。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城力 委員 特例猶予というのは何件ぐらい申請があるのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 現時点では7件申請がございました。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 こちらも同じようにテロップとかで流しているのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 併せて。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城力 委員 これからもよろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 テレビCMでは、先ほど説明したとおりですが、それ以外に7月の納税通知書発送する際に、コロナの減免、傷病手当、特例猶予の周知も併せて別途封入して通知したところですが、ホームページでも。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度確認しますが、陳情事項の1～5に関しては、全てこの陳情者の要請のように、ほぼやっていると理解していいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 陳情事項の1、2、4に関しては実施しているところですが、3に関しては、令和3年度以降の部分に関しては関係機関と調整して、必要があれば要請していきたいということで、この部分に関しては今現時点では要請をしてございませませんが、それらの関連は、全国市長会であったりとか、宜野湾市のほうも構成している全国市長会だったりとか、そういったところからも調整等、加わりながら要請等していきたいと考えております。

⑤番に関しては、先ほど申し上げたとおり、職員の増員はしてございません。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 1点だけ。陳情の⑤番に関連してなのですけれども、多分、どの部署でもこういう起きていると思うのですが、コロナ対応というのは、想定していた人員では足りなくなっている可能性はどうしても起こり得るといえるか、それは今、職員の皆さんの努力で何とかやっていると思うのですけれども、それで、うまく保健事業とかできなくなったりすることはないですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 新型コロナウイルスに関しては、日本では東京都で1月、沖縄県では2月から感染者が出て、4月に増えていく状況ということを考えれば、当然新型コロナウイルスの感染が業務の状況というのは当然予算編成、あるいは前年度から今年度の組織体制に関しては全く想定していなかった事項であるかと

思います。その部分に関して、当然感染症予防対策、また自粛とか、そういったところで経済の支援対策等がございますので、そういったところを踏まえますと、現行要員で職員も対応している状況でございますので、その部分に関連して増員等されたことはございません。また、国においては、臨時交付金という交付金の支援を実施しておりますので、それらに対しても新たな業務等当然出てきておりますが、その部分に関しましても、基本は現行要員で対応している状況かと思えます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 そのように頑張っていらっしゃるだろうなと思っているのですが、そうすると、当初の予算だったり体制が決められたときに計画をしていた事業に人が回らなくなったりとか、そういうことが起きていませんか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国の緊急事態宣言あるいは県の緊急事態宣言等で、当然業務のほうで感染症拡大予防に関してそういった自粛等の要請等、事業の外出自粛、あるいはイベント等の自粛等がありましたので、そういったところで業務ができていないのはあるかと思えますが、予算化した部分で業務が増えたからといって事業を取りやめたことというのは、そんなにはないかと思えます。ただやっぱり事業の中で、こういったコロナ禍の感染状況の中で外出自粛の要請等踏まえて、やむを得ず事業を取りやめたものは結構あるかと思えます。9月補正予算においても、実施できなかった事業に関しては補正減で対応してございますので、そういったところでは影響はあったかと思えます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 分かりました。本当にイレギュラーの対応だと思いますので、職員の皆さんにはぜひ頑張ってください、これまでの市のサービスレベルというのを下げないように、また頑張ってください、今後も御尽力、よろしくお願ひします。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第36号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議がありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時19分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

【議題】

陳情第39号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望

～参考意見聴取～

○山城康弘 委員長 次に、陳情第39号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。まず、本市の状況について、当局から参考意見を聴取したいと思いますので、よろしくお願いいたします。指導部次長。

○指導部次長 現在、宜野湾市の医療的ケア児の受入れ状況につきましては、宜野湾小学校に1名、1年生の女子児童が在籍しております。また、普天間第二幼稚園の年長組に1名、女子の園児が在籍しております。普天間第二幼稚園の園児につきましては、本年5月より会計年度任用職員でヘルパーの資格を持った介助者を配置しております。

宜野湾小学校の1年生でございますが、今回の要望書にあります看護師の予算を確保してございますが、配置できておらず、今現在は児童の祖母がケアを行っている状況でございます。看護師採用につきましては、今年の4月より6名の問合せがございましたが、辞退であったり、連絡後、問合せの連絡がなかったり、今勤めている職場が退職できなかつたりなどの理由により採用には至っておりません。現在は、週5日勤務の形態を週2日や3日、そして午前や午後の時間に分けるなど、柔軟に対応できるよう弾力的な勤務体系で募集を行っている状況でございますが、先日、1名面接を終えて、10月採用に向けて調整を行っているところでございます。面接では週5日勤務を希望しているという状況でございます。

また、2つ目のことでございますが、医療的ケアを行っている事業者を確認しましたら、1時間当たり7,000円との情報もあり、すぐに予算措置するには厳しいものがございます。先ほど申し上げましたとおり10月から採用を予定しておりますが、次年度に向けた看護師採用について、勤務体制や給与の状況などを改めて精査し調整したいと考えております。

3つ目については、本日の沖縄タイムスにも掲載されておりましたが、今週意見交換を行った状況でございます。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 私のほうから、保育所等における医療的ケア児の受入れの現状について説明させていただきます。本市では、平成31年度から保育所等における医療的ケア児の受入れを行っております。現在、宜野湾市では初めてとなる保育所等において医療的ケア児の受入れを1名行っております。市内の認定こども園で行っておりまして、女兒の3歳児クラスに在籍しております。脊髄の髄膜瘤という病気によって、人工呼吸器の管理であったり、管の吸入であったりというようなケアが必要な児童となっております。現在、医療的ケア児は認定こども園に在籍して、主なケアは園に勤務する職員、看護師になっておりまして、市は看護師の人件費に対する補助を行っております。

今後の対応についてなのですが、今後は、医療的ケア児を安定的にケアできるように、実施ができるように看護師職を正職員で公立保育所に配置するよう、次年度の組織体制の中で要望として上げております。以上でございます。

○山城康弘 委員長 それでは質疑に入ります。どうぞ。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしく申し上げます。この保育所の1名の女の子というのは、僕も会ったことあるのですが、これは機器類とかは、これは持ち込みしているのですか。これは病院からのもので、その保育園の看護師さんがそういう処置をするという流れになっているのですか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 確認いたしましたところ、本人の持ち込みということです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 今、こういう子供たちを恐らく、小学校に上がっても普通の宜野湾市内の小学校に通わせてあげたいという趣旨と思うのですけれども、これ現在はそういう受入れ体制は、今まで経験はないと思うのですけれども、医療的ケアを必要とするという幅がどこからどこまでなのか。それから、いろいろな疾患を持っている子供はいっぱいあるのですけれども。その辺お願いします。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えいたします。医療的ケアにつきましては、文科省が定める医療的ケアの定義といたしまして、日常的に喀たん吸引や経管医療などの医療的ケアが必要な幼児、児童について医療的ケアの定義がございます。現在、先ほどもございましたけれども、宜野湾小学校の1年生の女兒も人工呼吸器を装着しております、吸引等が必要な状況ということで、現在1名という状況でございます。

受入れに当たっては、教育支援委員会という、特別支援学級と特別支援学校を判定する委員会が教育委員会内にございまして、その中で、この子にとって最適な教育機関はどこであろうということで判定がございます。この1年生の女子につきましても、特別支援学校が適当であろうという判定を教育委員会としてはしたのですが、保護者の意向で地域の学校で育てたいということがございまして、宜野湾小学校に入学が決まっております。安全を担保できなければ受け入れることができませんので、主治医と面談いたしまして、看護師がついて、喀たん等を実施できるのであれば学校生活も安全に過ごせるだろうという了承をいただきまして、入学を許可しているところでございます。それに当たって、看護師の予算を措置いたしまして、看護師の募集をしているところですが、先ほど説明があったように、人工呼吸器の取扱いというのが看護師のスキルとしても結構高いランクのスキルだということで、看護師でもいろんな看護師ございますので、この人工呼吸器を扱うためには結構なスキルが必要だということで、主治医の先生には人工呼吸器の取扱いについて研修を行ってもいいよという了承もいただいて募集したのですが、なかなかそのハードルが高いということで、今のところ採用に至っていない状況です。先ほどありましたように、10月からの看護師につきましては、若干人工呼吸器の取扱いの経験もあるというふうに伺っていますので、10月から配置できる状況かなというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 これまで、この話を聞きますと、かなりハードルが高かったのを、今回この宜野湾小学校の女の子の児童の事例が宜野湾市で初めてということで理解してよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員 他市の状況も少し分かりますか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 本市以外に医療的ケア児を受け入れている市といたしまして、沖縄市、うるま市が受け入れている状況がありますが、人工呼吸器をつけるほどの重症な子は、今調べた範囲の中では本市が初めてでございます。沖縄市の子供たちについては、そこまで重症なお子さんではないというふうに伺っております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 ありがとうございます。普天間第二幼稚園にも医療的ケアを必要とする子がおりますよ

ね。その子の支援についてもお聞きしたい。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 普天間第二幼稚園のお子さんについては、病名が新生児ヘルペス脳炎後遺症ということで、てんかんとけいれん性の失神、麻痺がございます。状況としましては、宜野湾小学校のお子さんよりは、どちらかといえば軽いお子さんになります。このお子さんについても、主治医と面談いたしまして、このお子さんについては、看護師を配置しなくてもお母様、保護者が面倒を見る。状況によっては登園をしないで自宅で様子を見ながら、大丈夫な日について登園をすることで可能であろうという了解をいただいております。それで、そのお子さんについては、看護師ではなく介助者、ヘルパーの資格を持った介助士者が張りついているところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 容体に合わせながら登園しているということですが、今のところ、そういう形で毎日登園はできているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 今年度、このコロナの状況でありまして、やはり欠席が多いというふう聞いております。また、本人の体調が悪いときには休み、それからコロナ感染の心配があつて休みということで、欠席が多い状況でございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 もしこの医療的ケアを必要とする子の体調が悪かったり、今の状況の中のコロナの感染の防止のために登園はできないという形で休んでいらっしゃるということなのですが、そういう時のこの看護師やヘルパーの保障というものはどういうふうになっているのか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 給与の面であったり、そういったことも支給されているという状況でございます。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 保育所におきましては、県の医療的ケア児モデル事業というのを設けておりまして、予算面では看護師の募集等々については県が4分の3、市が4分の1ということでの補助をいただいておりますし、また認定こども園の職員として働いています看護師がお休みするときには訪問看護の看護師が派遣されるというような委託料も準備しております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 宜野湾小学校では10月から看護師を採用ということでしたが、今おばあちゃんが見ているということですね。そのおばあちゃんも看護師の資格や人工呼吸器の装置などの対応はできていたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 祖母は看護師の資格は持っていないのですが、家族については、その医療的ケアの処置を認められるという法的なものがございまして、祖母で吸引等はしているところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 このように10月からの看護師の採用になりますと、こういう身内の方々はお任せして、学校に付き添わなくても大丈夫ということですね。そして、この医療的ケアを必要とするお子さんの送迎

というのはやっぱり親が責任を持ってやっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 委員おっしゃるとおり、登校、登園の際は保護者の責任の下ということでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 最後の一つ、看護師などの採用をということなのですが、この子供たちはまた1年生から2年生、さらに普天間第二幼稚園のお子さんがまた小学校へ行くということで、ヘルパーが必要である、看護師が必要であるという形になりますが、そういうことも、そういう状態に合わせながら、そういう看護師の配置、また進級の準備などもなさっていくということでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員おっしゃるとおり、今現在2名ということでございますが、今後また、どういう状況になるかということもありますので、その状況に合わせて、私たちも採用であったりとか、そういう形のもの調整してみたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美委員 保護者にとっては、その子が集団の中で少しでも成長していく、成長できるというのが学校の中だと思いますので、お母さん方、御両親の要望としては、やはり普通学級で子供を生活させたいという要望というのはしっかりと受け止めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。この陳情の中の1番目の採用に至らない分析したかを伺いたいのですが、まずこの募集はいつからスタートしたのか。どれぐらい採用できない期間が続いたのか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、その採用の募集経過は、予算の議決がございました昨年度、今年の3月末から募集をかけている状況でございます。6名について募集という、それは今年の8月ぐらいまでという状況です。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 なかなか採用に至らなかった理由、人工呼吸器を扱うというのがどんな看護師さんの方でもできるわけではなくて、ある程度のスキルというか、経験とかがある方という条件がついていることだと思うのですけれども、それが主な原因ですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 幾つかの要因もあるかと。今、宮城委員がおっしゃったような形で、今、私たち説明したとおり、人工呼吸器の扱いもあるであろうし、例えばそれに見合っただけの給与なのかどうかというところのその辺の兼ね合いが、直接的なやり取りで伺ったわけではありませんが、もしかするとその辺の要因もあるのではないかとはいふには考えてございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 やっぱり看護師の業界が、こういった給与体系が把握できていないのですけれども、いわゆるスキルがあるというのは、それだけ給与が高くなるというのは自然な流れ、状況だと思うので、例えばこういうスキルを持った方が一般的な病院で働かれるとした場合に、現在想定している給与体系でどうなのかなという比較とかは一応された上で募集しているのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 採用するに当たっての段階では、まだ昨年度、会計年度任用職員の給与体系というところが一律に決まっているという状況でしたので、実際、昨年度の状況と、その実際に受入れの状況のタイムラグの状況で、ちょっとなかなかいいあんばいの給与体系にはなっていないというところではございますが、その辺についてのところ、次年度に向けて調整してみたいなというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 こういった、どんな子供でも学べる環境を提供できるというのは、本当に宜野湾市としても誇らしい市だとみんなが思えると思うので、ぜひそういった給与体系、もし足りない部分があったら、来年度とかに向けて、ぜひよい環境につなげていただきたいなと思います。

ちょっと別の観点なのですが、これまでこういった看護師を学校に配置できるようになってから、実は学校に通いたかったけれども通えなかった子供たちというのはいるのか。または、こういった状況を知って、学校に通いたい。今現在通っていないけれども、通いたいと思っっているような相談とか要望の声というのは上がっているでしょうか。先ほど2名とおっしゃったのですけれども、もっと実は潜在的にいるのかなという確認がしたいです。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 御質疑にお答えいたします。今、委員おっしゃるように、これまで特別支援学校に行かないといけないと思っっていた保護者は多数ございます。今回の我々、宜野湾小学校で受入れということを知って、私の子供もというような形で要望されている保護者が現在数名いるところでございます。現在の2名プラス次年度、今のところ、最大4名可能性、今声が上がっているお子さんがございます。全てが入学すると、計6名となる可能性がございます。

○山城康弘 委員長 宮城委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、いきなりその4名追加できるかとなると、看護師さんの対応だったり、いろんな条件があると思うので、簡単にすぐできるはずはないと思うのですけれども、ぜひその子たちも学校に通えるような環境が作れるように御尽力よろしくをお願いします。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。宮城委員。

○宮城力 委員 1点だけお聞きします。4名についての子供たちというのは、クリアしないといけない部分というのは、主治医の診断書が必ず必要ということになるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 我々としては、看護師がついている中で、子供たちの安全が担保されるというのが最低限の状況でございますので、診断書というよりは、学校のこんな状況で看護師がついて、この子の安全性が担保されるかということが我々としては最低限のラインと考えてございます。その中で、また保護者との話合いの中で、保護者の皆さんに協力をお願いできるところ、我々としてできるところという話合いをする中で、お互い了承しながら、子供の安全性を担保した上でのゴーサインというところがございます。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第39号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議がありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(閉会時刻 午後3時00分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月11日（金）3日目

午前10時00分 開議

午前10時14分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡 嘉 敷 真
------	---------

○審査順序

議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得について

陳情第33号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情

陳情第36号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情

陳情第39号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望

- | | |
|---------|---|
| 認定第 2号 | 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 請願第 7号 | 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願 |
| 陳情第 1号 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情 |
| 陳情第 10号 | 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 |
| 陳情第 11号 | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情 |
| 陳情第 12号 | 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 |
| 陳情第 14号 | 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情 |
| 陳情第 16号 | 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情 |
| 陳情第 21号 | 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情 |
| 陳情第 22号 | 令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について |
| 陳情第 27号 | 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請 |

第430回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年9月11日（金）第3日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 議案第60号 宜野湾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第61号 宜野湾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本2件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

【議題】

議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第51号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別

会計補正予算(第2号)、議案第54号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第55号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括して議題といたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時08分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時08分)

【議題】

議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第65号 新型コロナウイルス感染症対策必需物品供給事業に係る物品の取得についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時10分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時11分)

【議題】

陳情第33号 沖縄県における通院の子ども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情

陳情第36号 国民健康保険料(税)および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情

陳情第39号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております陳情第33号 沖縄県における通院のこども医療費助成制度の早期拡充を求める陳情、陳情第36号 国民健康保険料（税）および介護保険の減免制度の拡充など新型コロナウイルス感染症に係る県民生活支援のための陳情、陳情第39号 宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望、以上3件を一括して議題といたします。

本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第33号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

これより陳情第36号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

これより陳情第39号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

【議題】

認定第 2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

請願第 7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

○山城康弘 委員長 次に、認定第2号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第7号 学校に医療行為を持

ち込まないことを求める請願、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、以上13件を一括して議題といたします。

本13件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時14分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和2年9月15日（火）

午後4時00分 開会

午後4時17分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	宮城 政司
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡 嘉 敷 真
------	---------

○審査順序

意見書第20号 国民健康保険税及び介護保険料の減免制度に係る国の財政支援継続を求める意見書

第430回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和2年9月15日（火）第4日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午後4時00分）

【議題】

意見書第20号 国民健康保険税及び介護保険料の減免制度に係る国の財政支援継続を求める意見書

○山城康弘 委員長 意見書第20号 国民健康保険税及び介護保険料の減免制度に係る国の財政支援継続を求める意見書、本件につきましては、先日の委員会で採択した陳情第36号に係る意見書となっており、正副委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたいと思います。まず、件名について御意見のある委員はございますか。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○山城康弘 委員長 件名については提案のとおりといたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

宮城委員。

○宮城政司 委員 意見ではなくて、確認、質疑なのですが、この那覇市が発表したデータに置き換えていただきたいのですけれども、例えば県と宜野湾市の発表があったらもっと効果的かなと、今、思いついたのですけれども、どんなですか。

○山城康弘 委員長 事務局。

○議会事務局 調べた範囲では、こちらが現在示されておりまして、ちょっと県等に問合せまではしていないのですけれども。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。御意見ありますか。このぐらいで進めてよろしいですか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 記のほうはまた別ということで理解しておりますが、記の部分も含めてでしょうか。

○山城康弘 委員長 はい、そうです。呉屋委員。

○呉屋等 委員 事前に意見書、配付、ありがとうございました。午後に会派調整しまして、本文に関してはこのとおりでよろしいと思いますけれども、記の部分、ちょっと確認だけさせていただきます。記の部分の2番目の新型コロナウイルス感染症に係る生活支援に迅速に対応するため、自治体職員の増員、臨時採用に係る財源ということで、これは正職員を表しているのか。正職員と臨時職員、2通りを表しているのかというところでちょっと分からないところと、あと仮に正職員とした場合に、この財源というのは地方創生臨時交付金のことになるかと思うのですが、その場合、正職員の人件費をそれに充てることができるのかということで、まずは正職員を含んだものなのか、それとも会計年度任用職員のことをいっているのかというところを少し確認させてください。

○山城康弘 委員長 事務局。

○**議会事務局** こちらの用語に関しましては、陳情者のほうから提出されております意見書案、両面の資料の裏の最後のページの部分、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援のための自治体職員の増員に国の支援を求める意見書案というものの4行目の最後のほうです。国の要望や期待に応えられるよう対応する自治体職員の増員、臨時採用を確保するための、この部分を採用しております、陳情者の方をお呼びしていないので、どういった意図までを含んでいるのかというのまではちょっと確認をできておりませんが、恐らく自治体職員の増員というのは、正職員の増員ということで、臨時採用するなどというのは恐らく、正職員は臨時採用できないので、会計年度任用職員のような臨時的な対応ということだと思えるのですが、自治体職員の増員というところは、恐らく正職員の増員というふうに理解するのが通常かなというふうに思います。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** その財源としては地方創生臨時交付金を自治体の正職員の給与として、これは充てることができないのであれば、結局は市が持ち出ししないといけなくなるので。でも会計年度任用職員だったらできるよというのだったら、そこはちょっと文言調整したほうがいいかな。会計年度任用職員だったらできるのでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 事務局。

○**議会事務局** ちょっとその財源というのが、恐らくこれは委員のおっしゃっている財源、ピンポイントで今ある財源を使ってということなのか、それとも、また新たに財源措置を組んでいただいて、コロナウイルスの今後こういった影響もあるので、自治体職員を増員するための何らかの財源をつくってほしいというニュアンスなのかということまではちょっと読めなくて、ただ、呉屋委員がおっしゃっている財源、特定の財源を使用してということ的前提にすれば、この会計年度任用職員のみにするのかということ、また議論いただきたいのですが、そうではなくて、それ以外の財源も含めて、あらゆる財源の手法とか、つくるのか、それも含めて、自治体職員が実際少ない、それに対応するために増員してほしいというふうに捉えれば、また別の表現になると思うのですが、そのあたりをここで議論いただければ記載の仕方も変わってくるものと考えます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** そこら辺、ちょっと午後、会派で会議をしたときに指摘がありまして、要はあくまでこの新型コロナウイルスというのが前提にあるものですから、そうすると地方創生臨時交付金になると、その使い道の中に人件費に充てられるのかどうかということなので、その辺ちょっと議論があったので、確認してほしいというのがあります。

○**山城康弘 委員長** 人件費に関して地方創生臨時交付金を使ってと明確にしてないですね。ちょっとこの辺ファジーなのです。要は、交付金、また別の予算も含めてという表現も取れるのではないですか。

○**山城康弘 委員長** はい、どうぞ。事務局。

○**議会事務局** そういうことであれば、例えばこの自治体職員の増員、臨時採用という2つの書き方が恐らくちょっとそういうふうに見えてしまうと思うので、臨時採用という部分を、例えば取って、自治体職員の増員等に係る財源を交付することとすると。それから、職員なのか、会計年度任用職員なのかというところをあえて触れずに、自治体職員と大枠で表現してはいかがでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうなると、いろいろ可能性が広がる。

○山城康弘 委員長 後で、交付金が人件費に充てられるかどうかというのを含めて、それもちょっと企画部のほうに。要するに要望した場合に地方創生臨時交付金が地方自治体の職員の増員に充てられる可能性があるのかどうか、ちょっとこれ確認させてください。

(「分かりました。」という者あり)

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 それでは、今、呉屋委員から指摘があった文面、臨時採用という形、少しこの辺の表現を、「自治体職員の増員等に関わる」に修正しまして、そして、この地方創生臨時交付金が人件費に充てられるか調べて、後で報告するというので。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 あとは提出先についてはどうですか。

それでは、文案については、以上の協議のとおりそれぞれ修正いたしたいと思います。

次に、要請先について御意見のある委員はございますか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 沖縄北方担当大臣を追加でお願いします。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 では、沖縄北方担当大臣を追加で進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 御意見のとおり修正し、沖縄北方担当大臣を追加いたしたいと思います。

次に、要請方法については御意見を伺います。どうぞ。

(何事かという者あり)

○山城康弘 委員長 こういう状況ですから郵送でよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 要請方法については郵送することといたしたいと思います。

本件については、先ほど決定した件名、修正後の文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後4時17分)